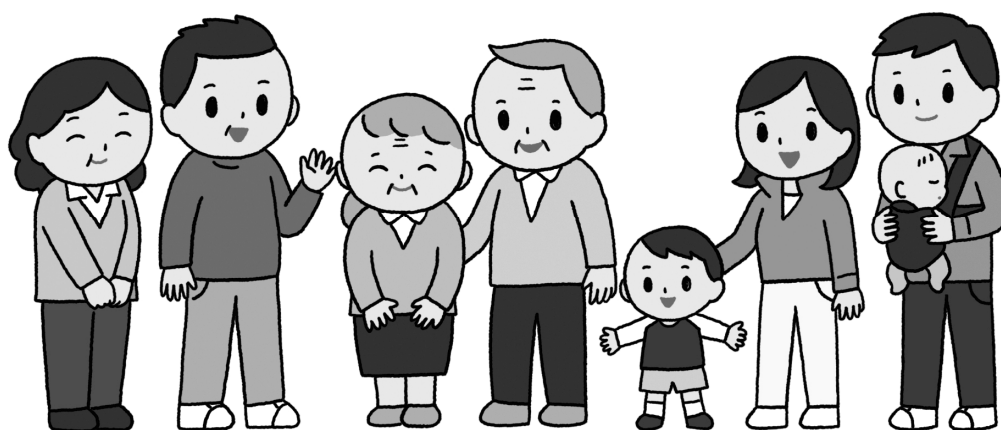


# 第4次 檜原村地域福祉活動計画



令和3年3月  
社会福祉法人 檜原村社会福祉協議会



## 会 長 あ い さ つ

「檜原村地域福祉活動計画（第4次）の策定にあたり、ごあいさつ申し上げます。

檜原村地域福祉活動計画は、「ともにささえあい 元気にくらせる やすらぎの村」を基本理念に地域福祉の充実と進展を図るため、平成10年度から策定され、住民、地域、村内のあらゆる団体・組織の相互理解と協働によって、地域福祉を推進していくための計画で今回の計画は、第4次（令和3年度～令和7年度）の計画となりました。

第4次計画の策定にあたっては、住民の代表、関係団体の代表、有識者の方々に議論をいただき、第3次計画の評価を行い課題を整理するとともに、令和2年度に檜原村が策定しました「檜原村地域福祉計画（第4期）、檜原村自殺総合対策計画（第1次）」に示された、今後の地域福祉の方向性を受け、地域福祉を推進する村社協として、地域住民の立場から、今日の複雑化・多様化する個々のニーズに対応するため、4つの基本目標を掲げ、住民同士の交流、支えあい、助け合いなどが、継続的に行える仕組みづくりを目指した計画を策定いたしました。

本計画をもとに村社協では、住民、行政、福祉団体、事業者、社会福祉協議会がそれぞれの役割の中でお互いに力を合わせ、高齢者や障がいのある方など支援を必要とする方々をはじめすべての住民が住み慣れたこの檜原村で、安心して暮らしていけるよう地域に根差した福祉活動に取り組んで参ります。

終わりに、この計画の策定にあたりご協力をいただきました策定委員会の委員の皆様をはじめ多くの関係者、住民の皆様に心より感謝申し上げますとともに、この計画の推進に対し、今後ともご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

社会福祉法人 檜原村社会福祉協議会

会 長 土 屋 國 武



# 目次

<b>総論</b> .....	1
第1章 計画の策定にあたって.....	2
第1節 計画策定の趣旨.....	2
第2節 地域福祉とは.....	3
第3節 計画の位置付け.....	4
第4節 計画の期間.....	4
第5節 計画策定の体制.....	5
第2章 檜原村の福祉を取り巻く現状.....	6
第1節 檜原村の概況.....	6
第2節 地域活動・地域福祉の概況.....	13
第3節 アンケートの結果概要.....	15
第4節 計画策定にあたってのポイント.....	28
第3章 計画の基本的な考え方.....	30
第1節 基本理念.....	30
第2節 基本目標.....	31
第3節 施策体系.....	32
<b>各論</b> .....	<b>33</b>
基本目標Ⅰ 心のつながりを育む交流の充実.....	34
1 住民同士の絆を深める福祉意識の醸成.....	34
2 情報提供・相談体制の充実と強化.....	35
基本目標Ⅱ 温もりを感じられる支え合いの仕組みづくり.....	37
1 地域に根差した小地域福祉活動の推進.....	37
2 ボランティアの育成と活動支援.....	39
基本目標Ⅲ 安心が広がる生活支援体制の充実.....	41
1 自立に向けた生活支援.....	41
2 助成・貸付等による生活支援.....	46
基本目標Ⅳ 持続可能な福祉のむらづくりの基盤整備.....	47
1 福祉基盤の環境整備.....	47
2 檜原村社会福祉協議会の運営.....	49
計画の推進.....	51
1 計画の進捗管理について.....	51
2 村社協の役割について.....	51
<b>資料編</b> .....	<b>53</b>
1 策定経過.....	54
2 檜原村地域福祉活動計画策定委員会 資料.....	55



# 総論

---

---

# 第1章

## 計画の策定にあたって

---

---

### 第1節 計画策定の趣旨

今日、我が国では、少子高齢化・人口減少の急速な進行、価値観の多様化等に伴い、家庭の機能や、経済力の衰退による雇用等、生活をめぐる環境は大きく変化しています。

介護と育児に同時に直面する(いわゆる「ダブルケア」)など、地域の抱える問題は複雑化・多様化しており、深刻な「生活のしづらさ」が全国的に増していることが指摘されています。

平成 27 年の「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告書において、従来の高齢者・障がい者・子どもといった分野別の社会福祉サービスから、支え合い・助け合いの取り組みを育みつつ、多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」が必要であるという観点が打ち出されました。

上記ビジョンの内容を受けて、平成 28 年6月に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、高齢者・障がい者・子どもなどすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現していく旨が示されました。

その後、「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)」での検討等を踏まえ、平成 29 年6月に社会福祉法の一部が改正され、市町村に対し包括的な支援体制の整備の推進及び市町村地域福祉計画の策定が努力義務化されるとともに、計画策定のガイドラインが示されました。

このような流れを受け、檜原村では、令和2年度に「檜原村地域福祉計画【第4期】・檜原村自殺総合対策計画【第1期】」を策定し、近年の地域課題や福祉課題を明らかにし、今後の地域福祉の方向性を示しています。

檜原村社会福祉協議会(以下、「村社協」という。)では、地域福祉を推進する組織として、村が定める地域福祉計画の理念を共有し、行政と連携を深めていくとともに、今日の複雑化・多様化する生活課題や支援を必要とする個々のニーズに対応し、地域住民の参加による、地域で支え合う福祉の推進体制を構築するため、新たに「第4次檜原村地域福祉活動計画」(以下、「本計画」という。)を策定するものです。



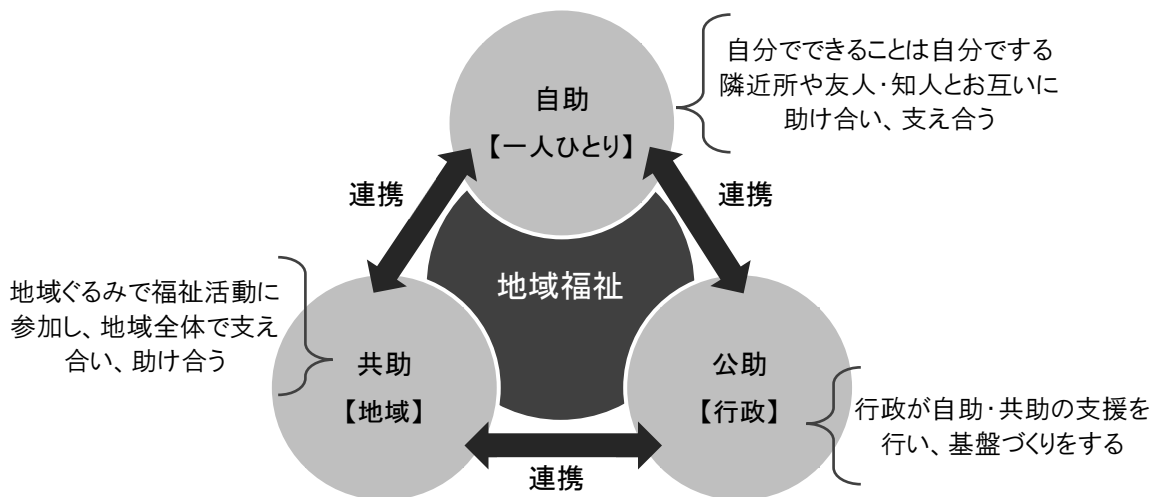
## 第2節 地域福祉とは

### (1)地域福祉の考え方

地域福祉とは、誰もが安心して暮らすことができるよう、地域住民、社会福祉関係団体、行政などが、ともに助け合い支え合う地域づくりを行うことです。

そのためには、自分でできることは自分でする「自助」の意識や、地域ぐるみで福祉活動に参加し、隣近所や友人・知人と地域で支え合い、助け合う「共助」の考え方を持つことが大切です。

また、地域住民の活動や社会福祉関係団体などによる取り組みが主体的に推進されるよう、行政には自助・共助の支援を行い、基盤づくりをする「公助」の役割が求められます。



### (2)地域福祉の捉え方

地域とは、固定的・限定的なものではなく、活動の取り組み内容やサービスの内容などによって、様々な枠組みが考えられます。

本計画での「地域」は、課題を共有し、その課題に取り組む共通認識を持ち、具体的な行動に取り組んでいく範囲と捉えます。

### (3)地域福祉の推進にあたって

本計画では、こうした「自助・共助・公助」のそれぞれの役割分担のもと、「地域」における多様な主体が相互に連携しながら、自分たちの持っている特性を生かし、地域福祉の推進という共通の目的に向かって取り組みを推進することが重要です。

### 第3節 計画の位置付け

全国社会福祉協議会が平成15年11月に示した『地域福祉活動計画策定指針—地域福祉計画策定推進と地域福祉活動計画—』では、地域福祉活動計画とは「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を営営するものが相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の行動・活動計画」である、と位置づけられています。

一方、行政が策定する地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけられています。また、村の上位計画である「第5次檜原村総合計画」及び福祉・保健関係、その他の地域づくりに関係する各々の計画との整合を図りながら、地域福祉の総合的な推進と住民の福祉意識の向上を図るための基本方針を定める計画です。

「地域福祉活動計画」は、この行政計画である「地域福祉計画」の基本的な考え方を受けて、社会福祉協議会が地域住民の立場から地域福祉活動を推進するためのものであり、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を営営する者」が相互に協力して、福祉のまちづくりの推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

「地域福祉活動計画」と「地域福祉計画」は、「理念・仕組み」を共有しながら、一体的に策定し、車の両輪のように連携を図ります。

### 第4節 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とします。

なお、村の檜原村地域福祉計画の方向性を受けて見直しができるよう、計画年度を1年ずらして策定しています。

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
檜原村 地域福祉活動計画				第4次					第5次	
檜原村 地域福祉計画			第4期					第5期		

## 第5節 計画策定の体制

### (1) 計画策定委員会による審議

本計画の策定にあたっては、「檜原村地域福祉活動計画策定委員会」において、全2回にわたって審議した結果をとりまとめました。

### (2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、住民の「福祉に対する意識」や「地域活動への参加状況」などの実態の把握と、ご意見・ご提言を広くお聞きして、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

#### ■ 調査設計

- (1) 調査地域：檜原村内全域
- (2) 調査対象：檜原村在住の20歳以上の住民600人
- (3) 調査期間：令和2年9月9日～10月6日（書面上の回答期限は9月22日）
- (4) 調査方法：郵送による配布・回収
- (5) 回収結果：配布数600件、回収数365件（回収率60.8%）

---

---

## 第2章

# 檜原村の福祉を取り巻く現状

---

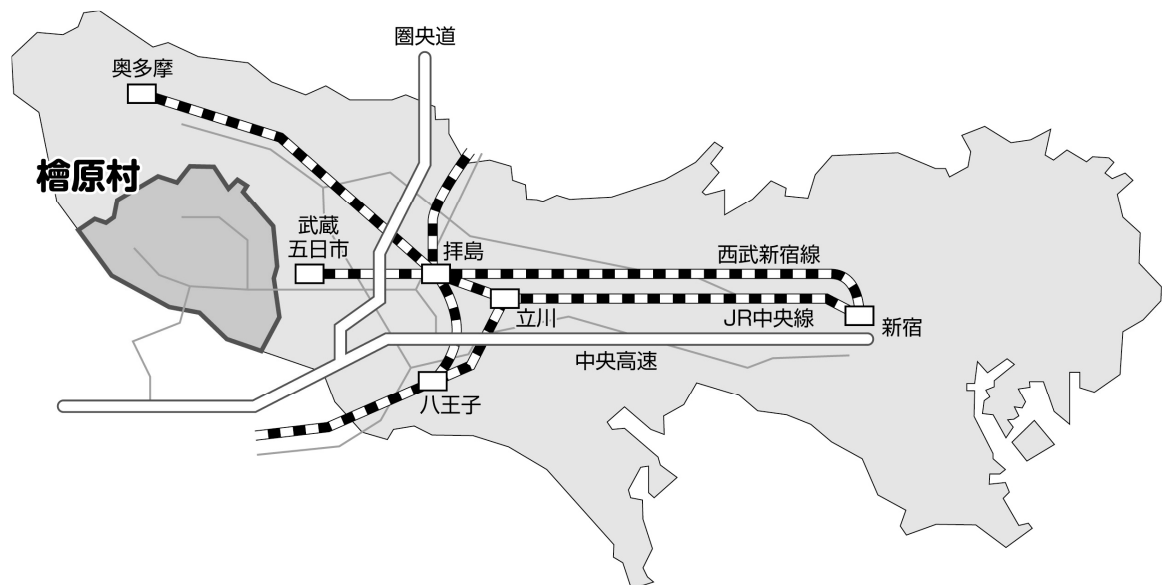
---

### 第1節 檜原村の概況

檜原村は、島しょ部を除くと東京都唯一の「村」で、東京都心から約 50km 圏内の西端に位置しています。

周囲は山々に囲まれた大自然の中にあり、面積は 105.42 ㎢で、93%が急峻な山林のため平坦地の少ない地形からなり、南秋川と北秋川が合流する東部地区があきる野市と結ぶ村の玄関口になっています。

また、少子高齢化による人口の著しい減少、地域活力の低下、生産機能や生活環境整備等の遅れから、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域の指定を受けています。

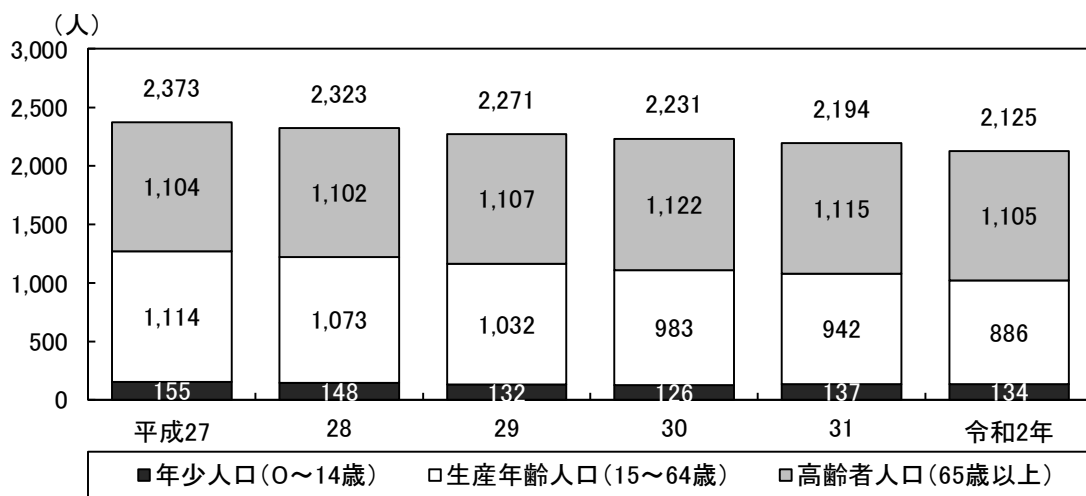


## (1)人口と世帯

総人口は、令和2年3月末時点で、2,125 人となっています。平成 27 年からの推移をみると、年々減少しており、6年間で 248 人の減少となっています。

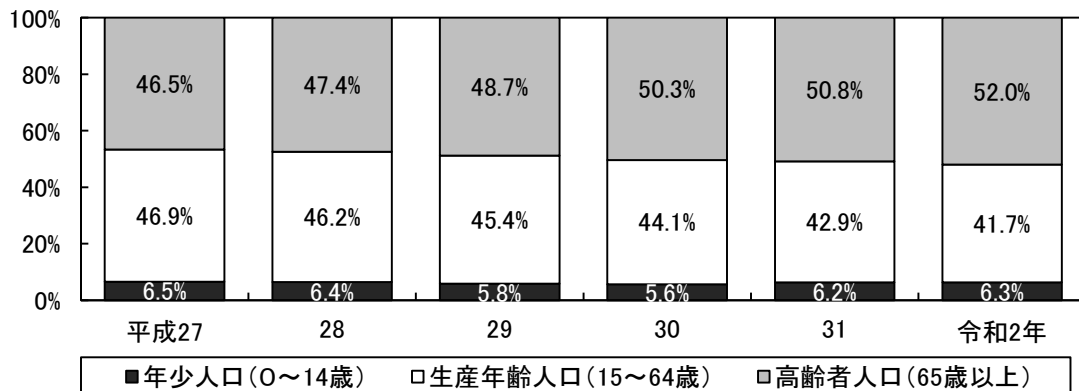
年齢3区分の人口構成比をみると、平成 30 年には高齢化率が 50%を超え、住民の半数以上が 65 歳以上となっている状況です。

### ■総人口及び年齢3区分人口の推移



資料：住民基本台帳(各年3月末時点)

### ■年齢3区分人口構成比の推移

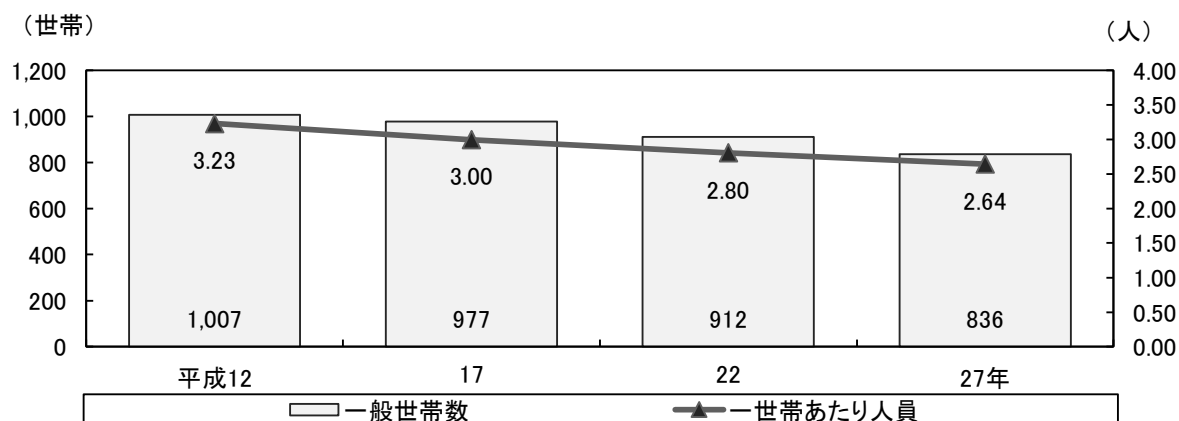


資料：住民基本台帳(各年3月末時点)

一般世帯数は年々減少しており、平成 27 年には 836 世帯となっています。また、総人口が減少していることから、一世帯あたり人員も減少しており、平成 27 年には 2.64 人となっており、世帯の縮小化がうかがえます。

世帯構成をみると、単独世帯が年々増加しています。

■一般世帯数と一世帯あたり人員の推移



資料: 国勢調査

■一般世帯に占める世帯構成の推移

単位: 世帯

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
一般世帯数(合計)	1,007	977	912	836
単独世帯	180	225	235	240
核家族世帯	552	522	497	457
夫婦のみ	214	208	205	194
夫婦と子ども	234	198	176	161
男親と子ども	20	16	16	17
女親と子ども	84	100	100	85
三世代世帯	206	168	113	73
その他の世帯	69	62	67	66

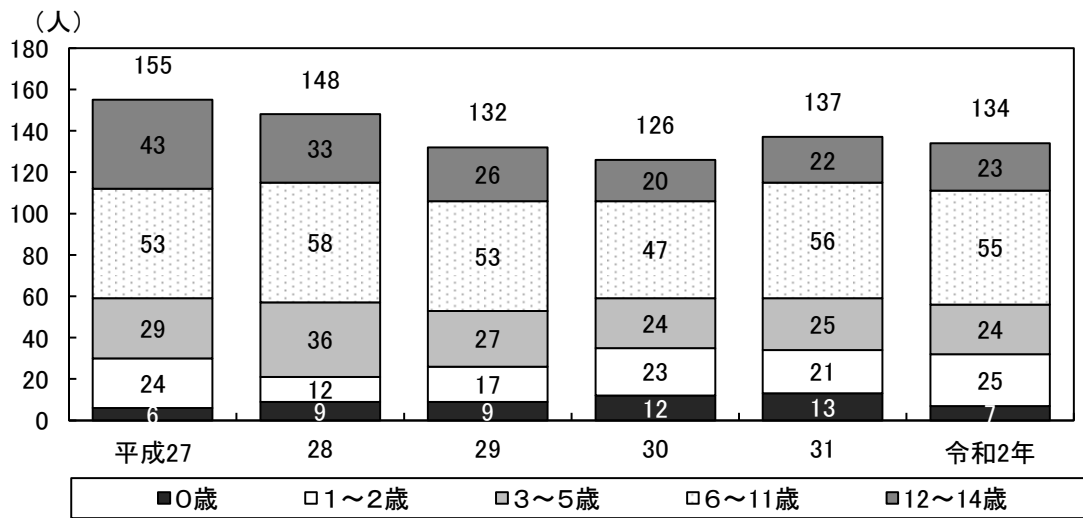
資料: 国勢調査(世帯類型不詳は除く)

## (2)子どもの状況

15歳未満の年少人口は減少傾向にありましたが、平成30年から平成31年にかけて増加しています。

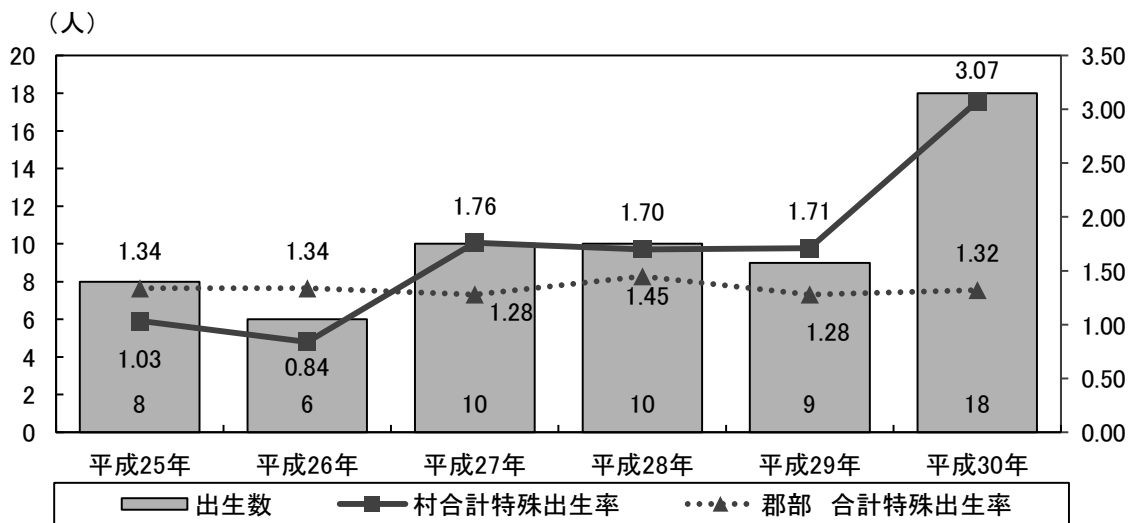
本村の出生数及び合計特殊出生率は平成26年以降増加傾向にあります。特に平成30年の合計特殊出生率が3.07と高く、都内郡部(日の出町、瑞穂町、檜原村、奥多摩町)との差が大きくなっています。

### ■子どもの年齢区分別人口の推移



資料:住民基本台帳(各年3月末時点)

### ■出生数と合計特殊出生率の推移



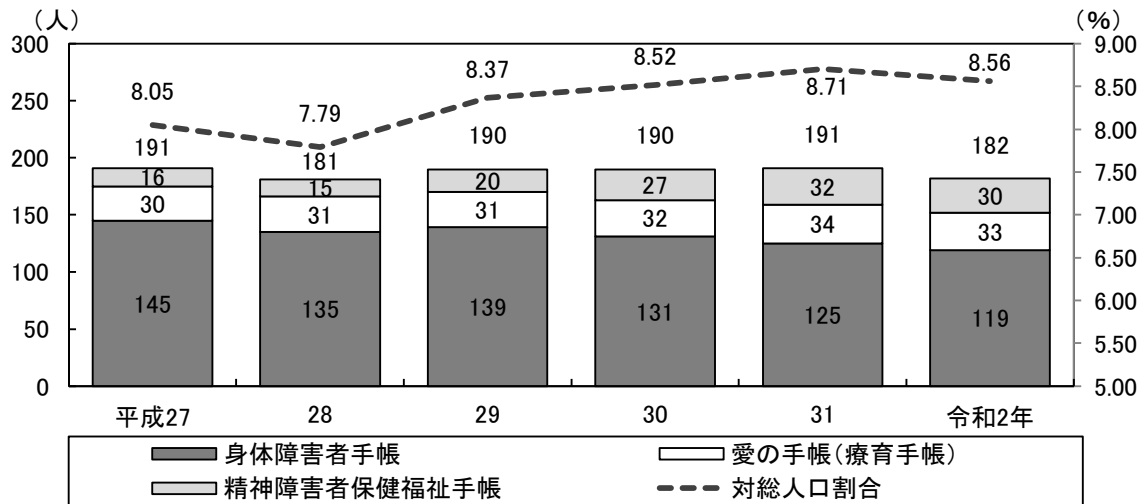
資料:東京都人口動態統計

### (3)障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者は 190 人前後で推移しており、総人口が減少していることから、手帳所持者が総人口に占める割合は増加傾向にあります。

手帳別にみると、身体障害者手帳所持者が最も多く、全体の約7割を占めています。

#### ■障害者手帳所持者の推移

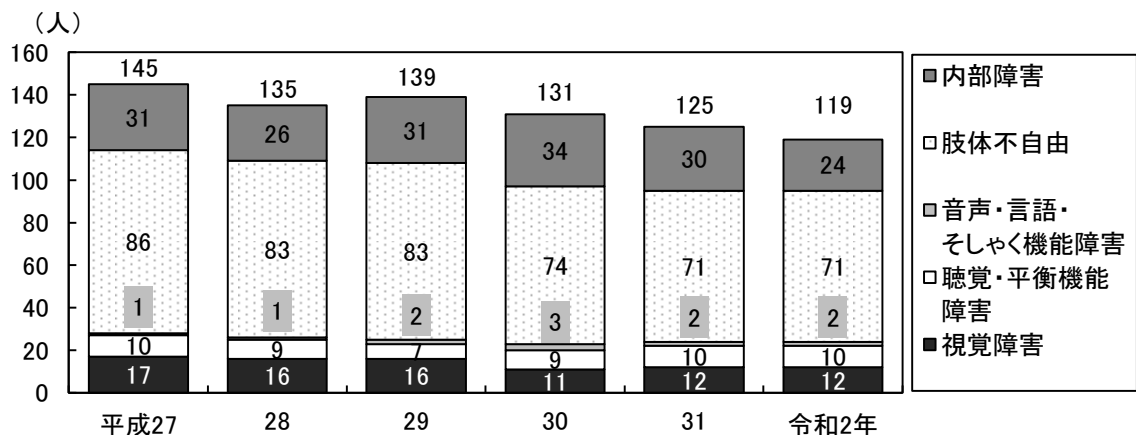


資料: 檜原村福祉けんこう課(各年3月末時点)

#### ①身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者の内訳をみると、肢体不自由が最も多く約6割、次いで内部障害が約2割で推移しています。

#### ■身体障害者手帳所持者の推移



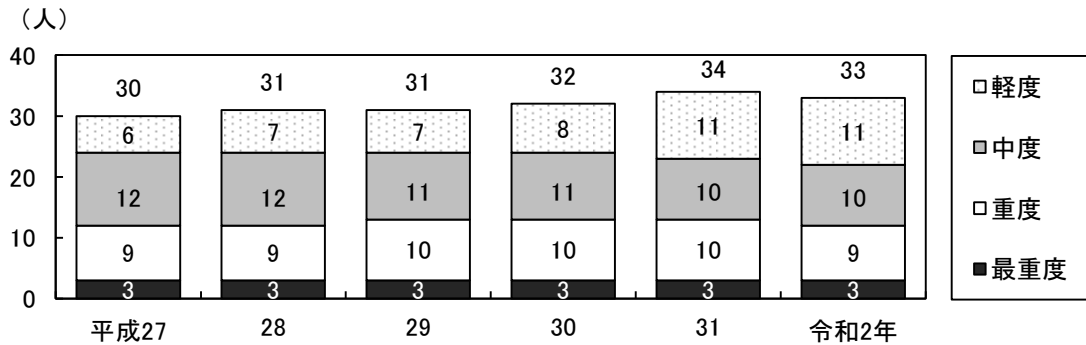
資料: 檜原村福祉けんこう課(各年3月末時点)



## ②療育手帳(愛の手帳)所持者

療育手帳所持者の内訳をみると、重度～軽度がそれぞれ 10 人程度で推移しています。

### ■療育手帳所持者の推移



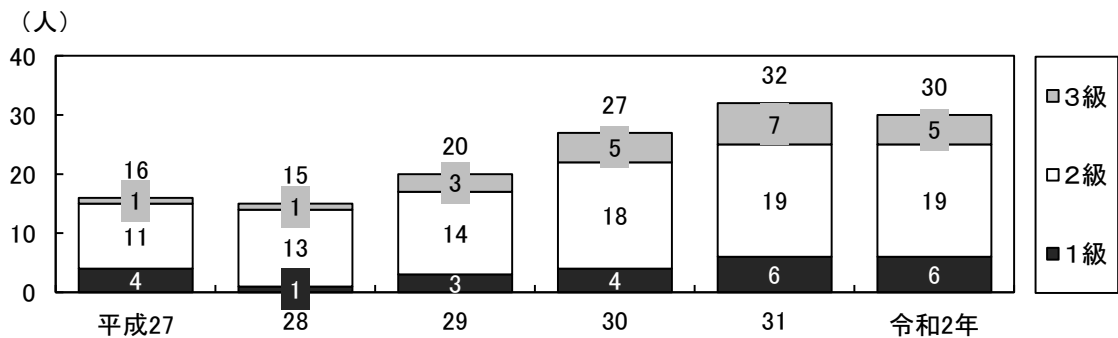
資料: 檜原村福祉けんこう課(各年3月末時点)

## ③精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳をみると、2級(中度)が最も多くなっています。

平成 29 年以降、概ねいずれの等級も増加傾向にあります。

### ■精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



資料: 檜原村福祉けんこう課(各年3月末時点)

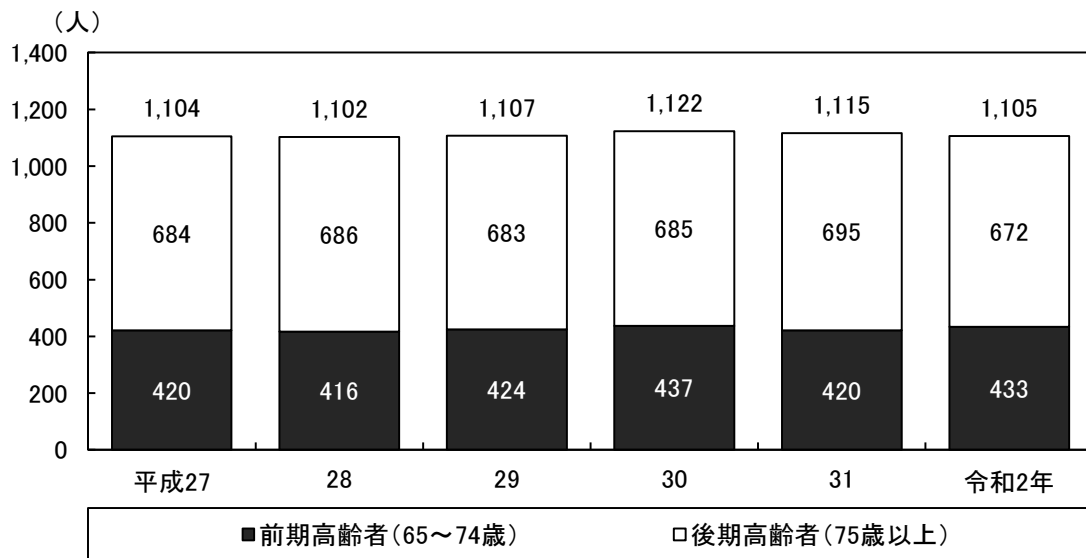
## (4)高齢者の状況

高齢者人口は横ばいで推移しており、令和2年には1,105人となっています。

前期・後期高齢者の2区分で見ると、75歳以上の後期高齢者が約6割、65～74歳の前期高齢者が約4割となっています。

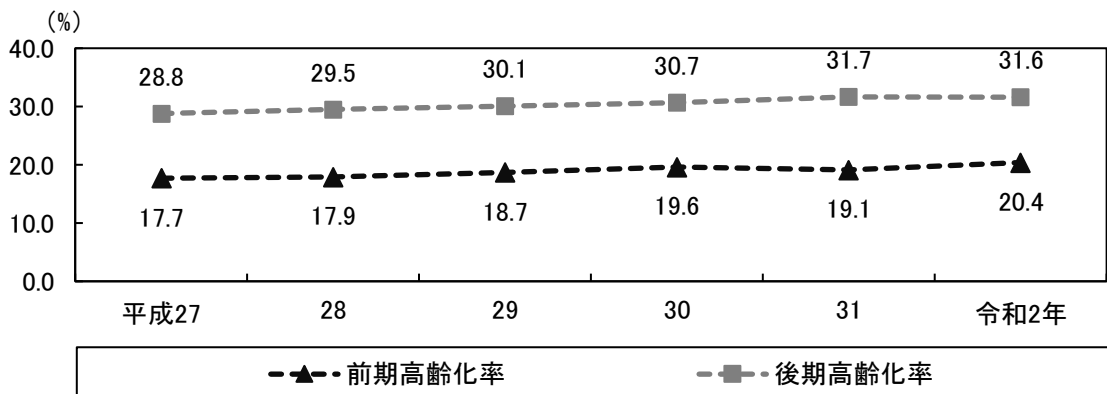
高齢化率の推移をみると、本村の人口減の状況から、75歳以上の後期高齢者の割合が年々高まっており、平成29年には30%を超えています。

### ■高齢者数の推移



資料：住民基本台帳(各年3月末時点)

### ■前期高齢化率と後期高齢化率の推移



資料：住民基本台帳(各年3月末時点)

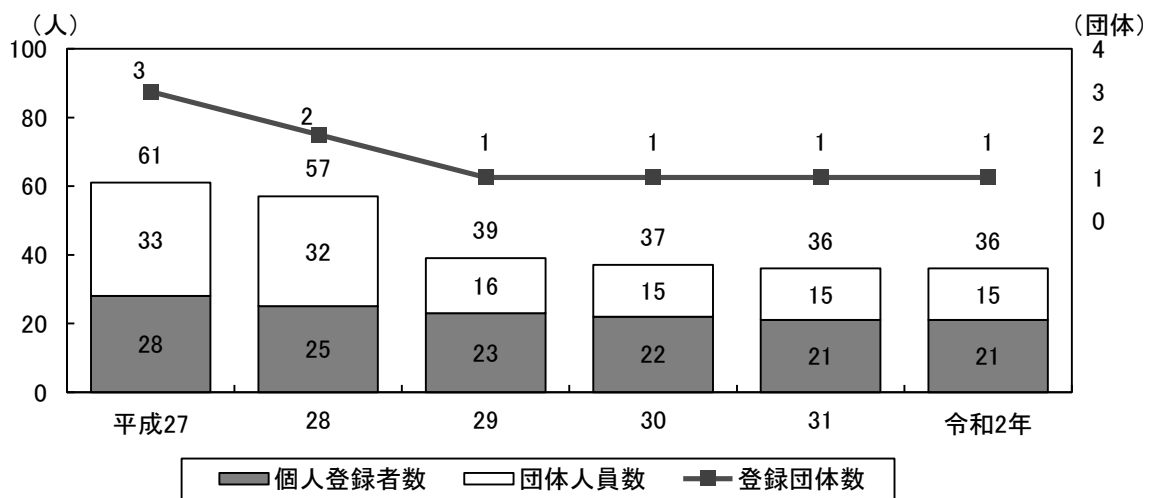
## 第2節 地域活動・地域福祉の概況

### (1) ボランティアの状況

ボランティアの登録者数は年々減少しており、令和2年3月末時点では36人となっています。

登録団体数は、平成29年以降は1団体のみとなっています。

#### ■ ボランティア登録者数等の推移



### (2) 民生・児童委員の状況

民生・児童委員数を見ると、平成29年以降は12人となっています。

年間の活動延べ日数は1,000日前後で推移しています。

#### ■ 民生・児童委員活動状況

	平成27	28	29	30	31	令和2年
民生委員数(人)	11	11	12	12	12	12
活動日数(日)	1,070	1,004	1,009	967	959	979

資料：東京都生活福祉部地域福祉課(各年3月末時点)

### (3)シルバー人材センターの状況

シルバー人材センターの会員数は 160～170 人程度の横ばいで推移しています。

#### ■シルバー人材センターの状況

	平成 27	28	29	30	31	令和 2 年
シルバー人材センター会員数(人)	166	173	177	166	163	162

資料: 檜原村福祉けんこう課(各年3月末時点)

### (4)高齢者クラブの状況

高齢者クラブの会員数は、令和元年の年度末現在で 293 人となっています。

団体数は、平成 29 年以降は4団体となっています。

#### ■高齢者クラブの状況

	平成 27	28	29	30	31	令和 2 年
高齢者クラブ会員数(人)	330	330	305	297	301	293
団体数(団体)	5	5	4	4	4	4

資料: 檜原村福祉けんこう課(各年3月末時点)

### (5)生活保護の状況

生活保護世帯をみると、平成 29 年以降は減少しており、令和2年は 18 世帯となっています。

#### ■被保護世帯数の推移

	平成 27	28	29	30	31	令和 2 年
生活保護世帯(世帯)	27	29	28	26	24	18

資料: 檜原村福祉けんこう課(各年1月1日時点)

### (6)要支援児童の状況

要支援児童の年間の相談延べ件数は、平成 27 年度の 40 件が最も多くなっています。他の年度も年間 20 件前後となっています。

#### ■要支援児童の年間の相談延べ件数の推移

	平成 26	27	28	29	30	令和元年度
相談件数(件)	29	40	25	24	29	17

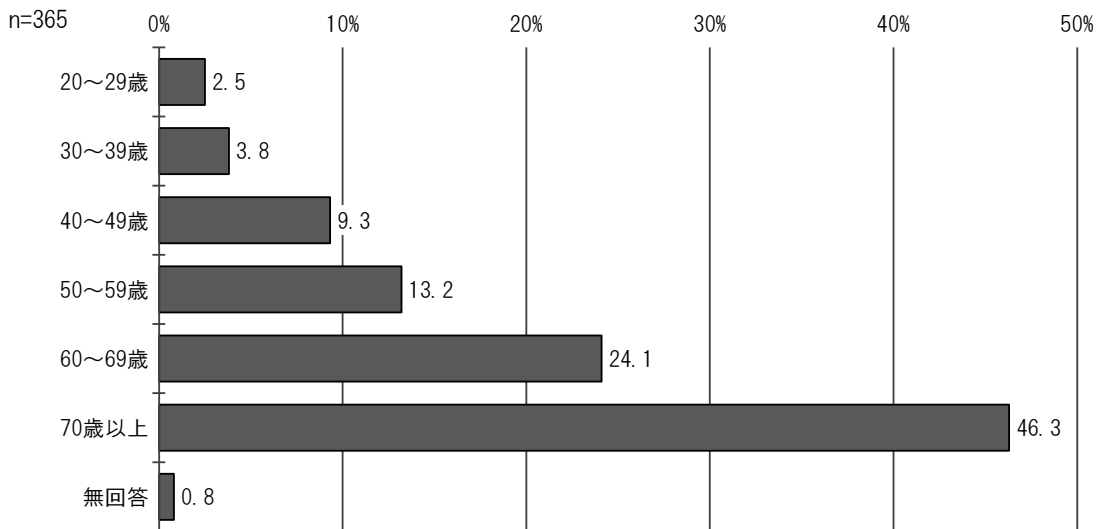
資料: 檜原村福祉けんこう課

## 第3節 アンケートの結果概要

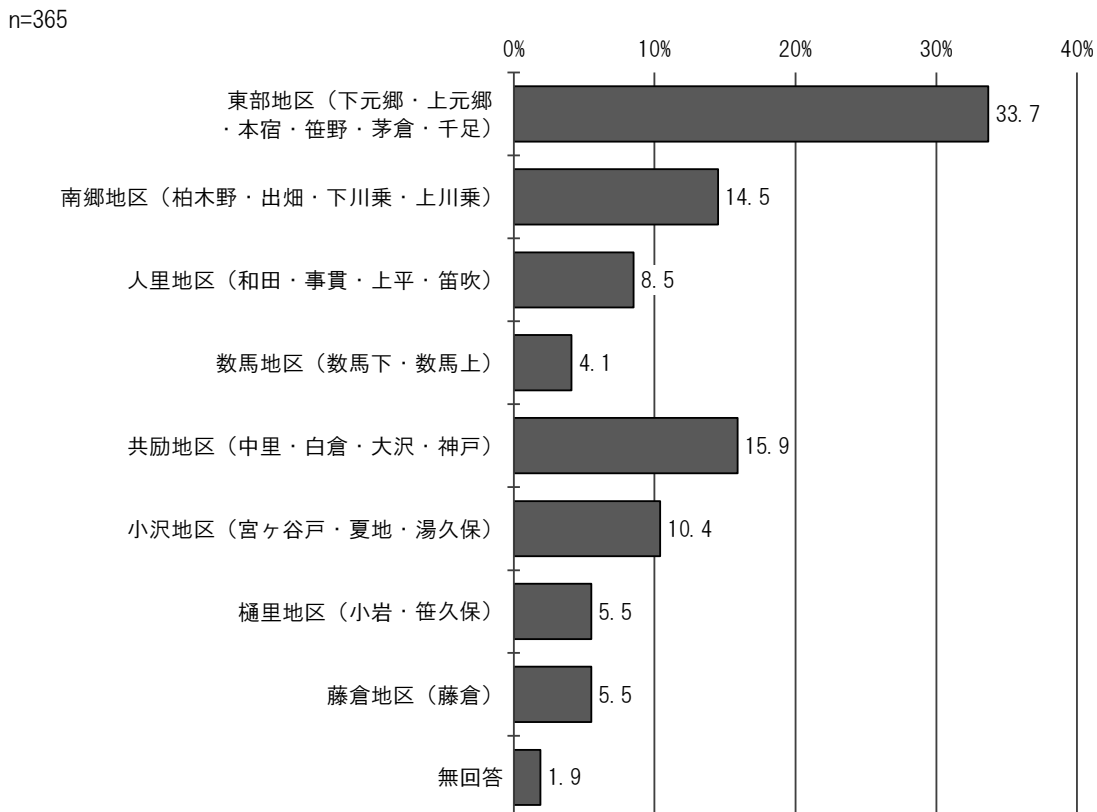
アンケートの結果は次のとおりとなりました。

### (1)回答者の属性

#### ■年齢(単数回答)



#### ■居住地区(単数回答)



## (2) 悩みや相談について

暮らしの中で、感じている悩みや不安について年齢別にみると、20～29 歳では「買物、通院など外出に関すること」、30～69 歳では「自分や家族の老後のこと」、70 歳以上では「自分や家族の健康に関すること」が最も多くなっています。30～39 歳では他に比べて「子育てに関すること」「生活費などの経済的なこと」が多くなっています。

居住地区別にみると、藤倉地区では「災害時の備えに関すること」が最も多くなっています。

### ■暮らしの中で、感じている悩みや不安(複数回答)

単位:%	n	自分や家族の健康に関すること	自分や家族の老後のこと	生きがいに関すること	子育てに関すること	生活費などの経済的なこと	家庭内のこと	隣近所との付き合いに関すること	災害時の備えに関すること	買物、通院など外出に関すること	地域での孤立、孤独に関すること	人権に関すること	その他	悩みや不安はない	無回答
全体	365	57.8	58.9	10.4	4.7	21.1	7.4	12.1	43.8	24.1	6.3	3.3	4.1	7.9	3.8
【性別】															
男性	193	57.5	54.9	9.8	6.2	21.2	7.3	13.0	41.5	23.3	6.7	3.6	2.6	8.8	4.1
女性	169	58.6	63.3	11.2	3.0	20.7	7.7	11.2	46.2	24.9	5.9	3.0	5.3	7.1	3.6
無回答	3	33.3	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	66.7	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0
【年齢別】															
20～29歳	9	33.3	11.1	11.1	22.2	33.3	0.0	33.3	44.4	55.6	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1
30～39歳	14	57.1	64.3	14.3	35.7	50.0	7.1	35.7	57.1	42.9	14.3	14.3	0.0	0.0	0.0
40～49歳	34	61.8	67.6	26.5	17.6	41.2	14.7	26.5	58.8	23.5	17.6	8.8	2.9	5.9	0.0
50～59歳	48	50.0	56.3	10.4	2.1	25.0	8.3	8.3	50.0	25.0	4.2	0.0	10.4	6.3	0.0
60～69歳	88	61.4	65.9	5.7	1.1	20.5	3.4	8.0	46.6	17.0	5.7	1.1	4.5	5.7	6.8
70歳以上	169	58.6	55.6	8.9	1.2	12.4	7.7	9.5	35.5	23.7	4.7	3.0	3.0	11.2	4.1
無回答	3	66.7	100.0	33.3	0.0	66.7	33.3	0.0	100.0	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0
【居住地区別】															
東部地区	123	55.3	60.2	8.1	7.3	21.1	6.5	10.6	47.2	24.4	5.7	4.9	4.1	10.6	2.4
南郷地区	53	58.5	66.0	11.3	5.7	20.8	7.5	9.4	37.7	22.6	3.8	1.9	1.9	5.7	5.7
人里地区	31	54.8	71.0	9.7	6.5	12.9	6.5	12.9	38.7	25.8	6.5	0.0	12.9	9.7	0.0
数馬地区	15	86.7	60.0	6.7	0.0	40.0	0.0	13.3	33.3	20.0	6.7	0.0	6.7	0.0	0.0
共励地区	58	58.6	53.4	6.9	0.0	15.5	10.3	8.6	36.2	15.5	5.2	0.0	3.4	6.9	6.9
小沢地区	38	63.2	55.3	13.2	5.3	15.8	5.3	15.8	42.1	28.9	10.5	2.6	5.3	7.9	5.3
樋里地区	20	65.0	45.0	20.0	0.0	30.0	10.0	20.0	55.0	20.0	0.0	5.0	0.0	5.0	0.0
藤倉地区	20	30.0	45.0	15.0	5.0	30.0	5.0	20.0	60.0	40.0	15.0	5.0	0.0	10.0	10.0
無回答	7	71.4	71.4	28.6	0.0	42.9	28.6	14.3	71.4	42.9	14.3	28.6	0.0	0.0	0.0

相談する相手や機関について年齢別にみると、50～59 歳では「相談する相手や機関がない」が2割台と他に比べて多くなっています。

居住地区別にみると、人里、藤倉地区では「相談する相手や機関がない」が2割台と他に比べて多くなっています。

■生活上の問題で相談や助けが必要なとき、相談する相手や機関はあるか(単数回答)

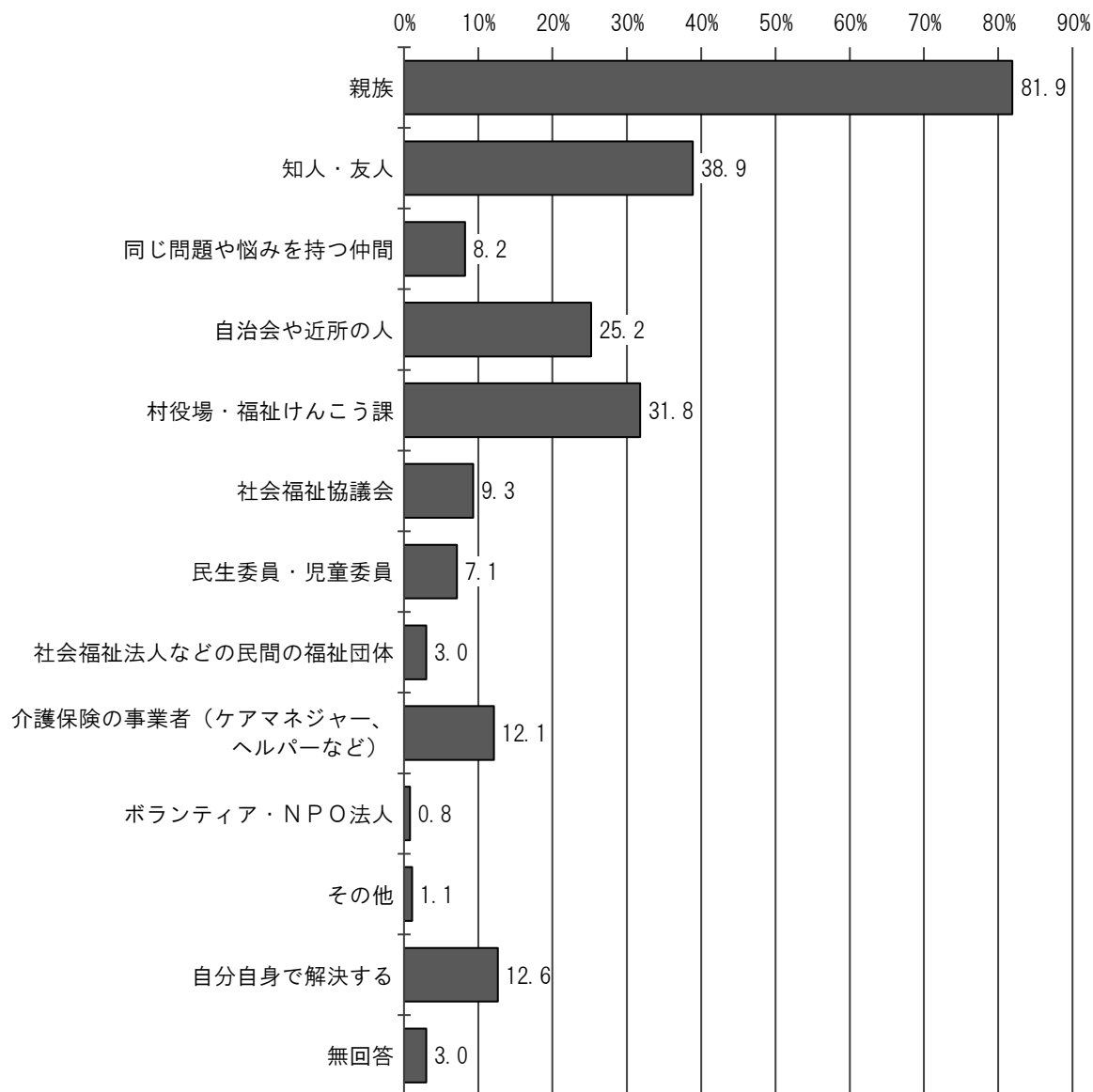
単位:%	n	相談する相手や機関がある	相談する相手や機関がない	無回答
全体	365	76.4	15.6	7.9
【性別】				
男性	193	69.4	21.2	9.3
女性	169	84.0	9.5	6.5
無回答	3	100.0	0.0	0.0
【年齢別】				
20～29歳	9	88.9	0.0	11.1
30～39歳	14	92.9	7.1	0.0
40～49歳	34	82.4	17.6	0.0
50～59歳	48	75.0	22.9	2.1
60～69歳	88	76.1	18.2	5.7
70歳以上	169	74.0	13.0	13.0
無回答	3	66.7	33.3	0.0
【居住地区別】				
東部地区	123	78.9	14.6	6.5
南郷地区	53	79.2	9.4	11.3
人里地区	31	64.5	29.0	6.5
数馬地区	15	80.0	13.3	6.7
共励地区	58	77.6	13.8	8.6
小沢地区	38	73.7	18.4	7.9
樋里地区	20	85.0	10.0	5.0
藤倉地区	20	65.0	25.0	10.0
無回答	7	71.4	14.3	14.3

相談や助けが必要なときに助けを求めたい相手についてみると、「親族」が 81.9%と最も多く、次いで「知人・友人」が 38.9%、「村役場・福祉けんこう課」が 31.8%となっています。

また、「自分自身で解決する」が 12.6%となっています。

■生活上的の問題で相談や助けが必要なとき、誰に助けを求めたいか(複数回答)

n=365





### (3)近所付き合いについて

現在の近所付き合いについて年齢別にみると、20～49 歳では「地域のことなど、必要に応じて話をすることがある」、50 歳以上では「日頃から親しく付き合い、困ったときは助け合っている」が最も多くなっています。20～29 歳では「あいさつや、さしさわりのない話を交わす程度」も最も多くなっています。

#### ■現在の近所付き合い(単数回答)

単位:%	n	日頃から親しく助け合っている	地域のことなど、必要に応じて話をする	あいさつや、さしさわりのない話を交わす程度	隣の人や近所の人とは面識がない	無回答
全体	365	52.3	29.6	13.7	0.0	4.4
【性別】						
男性	193	54.4	29.5	11.9	0.0	4.1
女性	169	49.7	29.6	16.0	0.0	4.7
無回答	3	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0
【年齢別】						
20～29歳	9	22.2	33.3	33.3	0.0	11.1
30～39歳	14	14.3	57.1	28.6	0.0	0.0
40～49歳	34	29.4	38.2	32.4	0.0	0.0
50～59歳	48	50.0	37.5	12.5	0.0	0.0
60～69歳	88	48.9	28.4	15.9	0.0	6.8
70歳以上	169	63.3	24.3	7.1	0.0	5.3
無回答	3	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
【居住地区別】						
東部地区	123	48.0	34.1	14.6	0.0	3.3
南郷地区	53	50.9	26.4	18.9	0.0	3.8
人里地区	31	51.6	32.3	12.9	0.0	3.2
数馬地区	15	60.0	33.3	0.0	0.0	6.7
共励地区	58	46.6	27.6	19.0	0.0	6.9
小沢地区	38	68.4	23.7	5.3	0.0	2.6
樋里地区	20	45.0	30.0	20.0	0.0	5.0
藤倉地区	20	70.0	20.0	0.0	0.0	10.0
無回答	7	57.1	28.6	14.3	0.0	0.0

近所付き合いの今後の希望について年齢別にみると、50～59 歳・70 歳以上では「日頃から親しく付き合い、助け合える人がほしい」、その他では「災害時・緊急時であれば助け合えるような付き合いはしたい」が最も多くなっています。

居住地区別にみると、東部・数馬・小沢地区では「日頃から親しく付き合い、助け合える人がほしい」、その他では「災害時・緊急時であれば助け合えるような付き合いはしたい」が最も多くなっています。

■近所付き合いの今後の希望(単数回答)

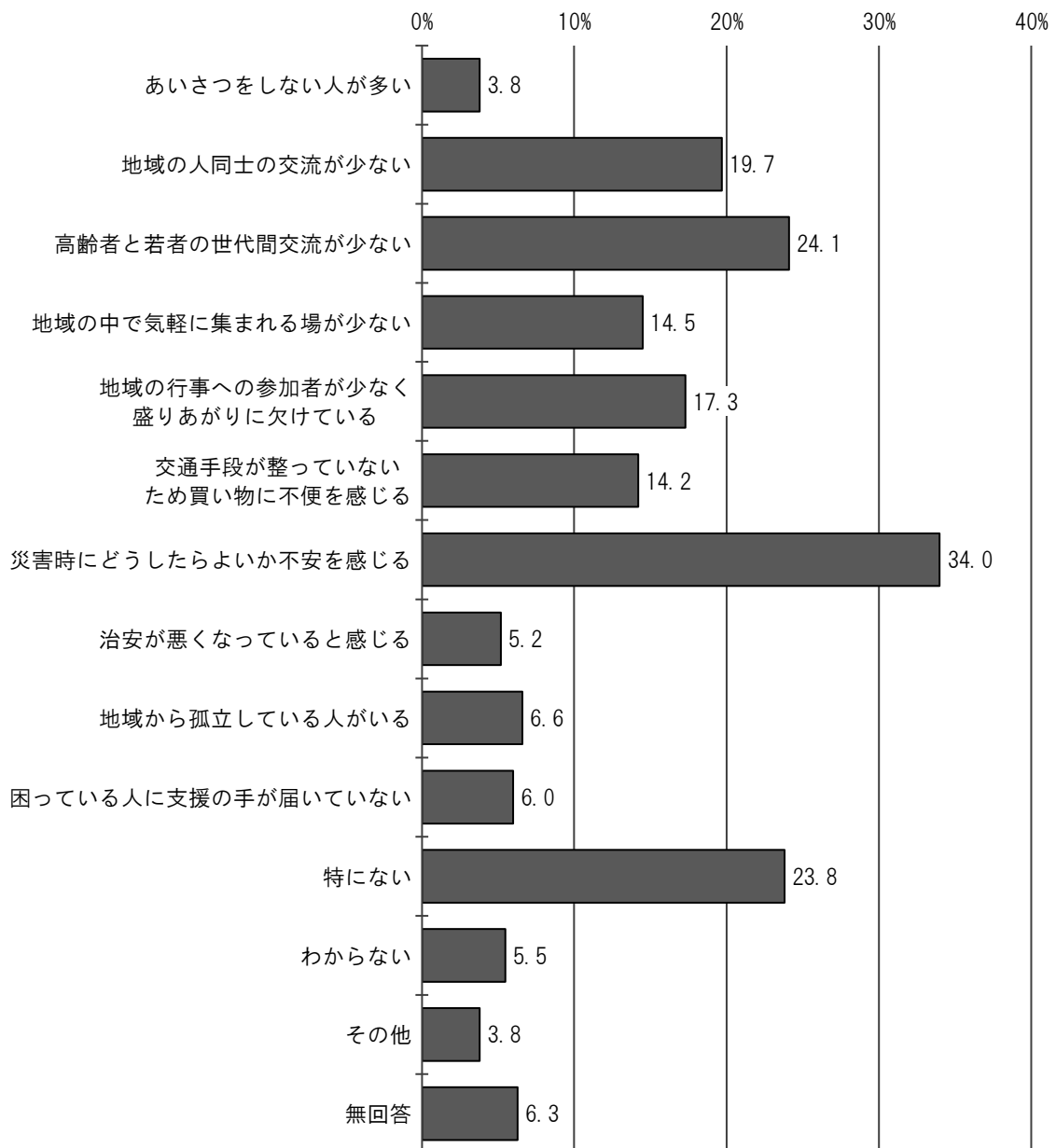
単位:%	n	日頃から親しく付き合い、助け合える人がほしい	災害時・緊急時であれば助け合えるような付き合いはしたい	話を交わす程度はいい	近所の人と関わりたくない	無回答
全体	365	39.5	43.3	11.0	0.3	6.0
【性別】						
男性	193	43.5	38.3	11.9	0.5	5.7
女性	169	35.5	47.9	10.1	0.0	6.5
無回答	3	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
【年齢別】						
20～29歳	9	22.2	55.6	11.1	0.0	11.1
30～39歳	14	28.6	50.0	21.4	0.0	0.0
40～49歳	34	32.4	52.9	11.8	0.0	2.9
50～59歳	48	50.0	43.8	6.3	0.0	0.0
60～69歳	88	34.1	44.3	13.6	0.0	8.0
70歳以上	169	42.6	39.1	10.1	0.6	7.7
無回答	3	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0
【居住地区別】						
東部地区	123	44.7	38.2	13.0	0.0	4.1
南郷地区	53	28.3	49.1	18.9	0.0	3.8
人里地区	31	35.5	45.2	12.9	0.0	6.5
数馬地区	15	46.7	46.7	6.7	0.0	0.0
共励地区	58	34.5	43.1	8.6	0.0	13.8
小沢地区	38	47.4	44.7	2.6	2.6	2.6
樋里地区	20	35.0	50.0	10.0	0.0	5.0
藤倉地区	20	40.0	45.0	0.0	0.0	15.0
無回答	7	42.9	42.9	14.3	0.0	0.0

## (4)地域での助け合いについて

現在住んでいる地域の課題についてみると、「災害時にどうしたらよいか不安を感じる」が 34.0%と最も多く、次いで「高齢者と若者の世代間交流が少ない」が 24.1%、「特にない」が 23.8%となっています。

### ■住んでいる地域の中で課題に感じること(複数回答)

n=365



地域の見守り等支援が必要な人や、気にかかる人について居住地区別にみると、数馬地区では「いない」、その他では「高齢でひとり暮らしの人」が最も多くなっています。樋里・藤倉地区では「閉じこもりや引きこもりの人」が他に比べて多くなっています。

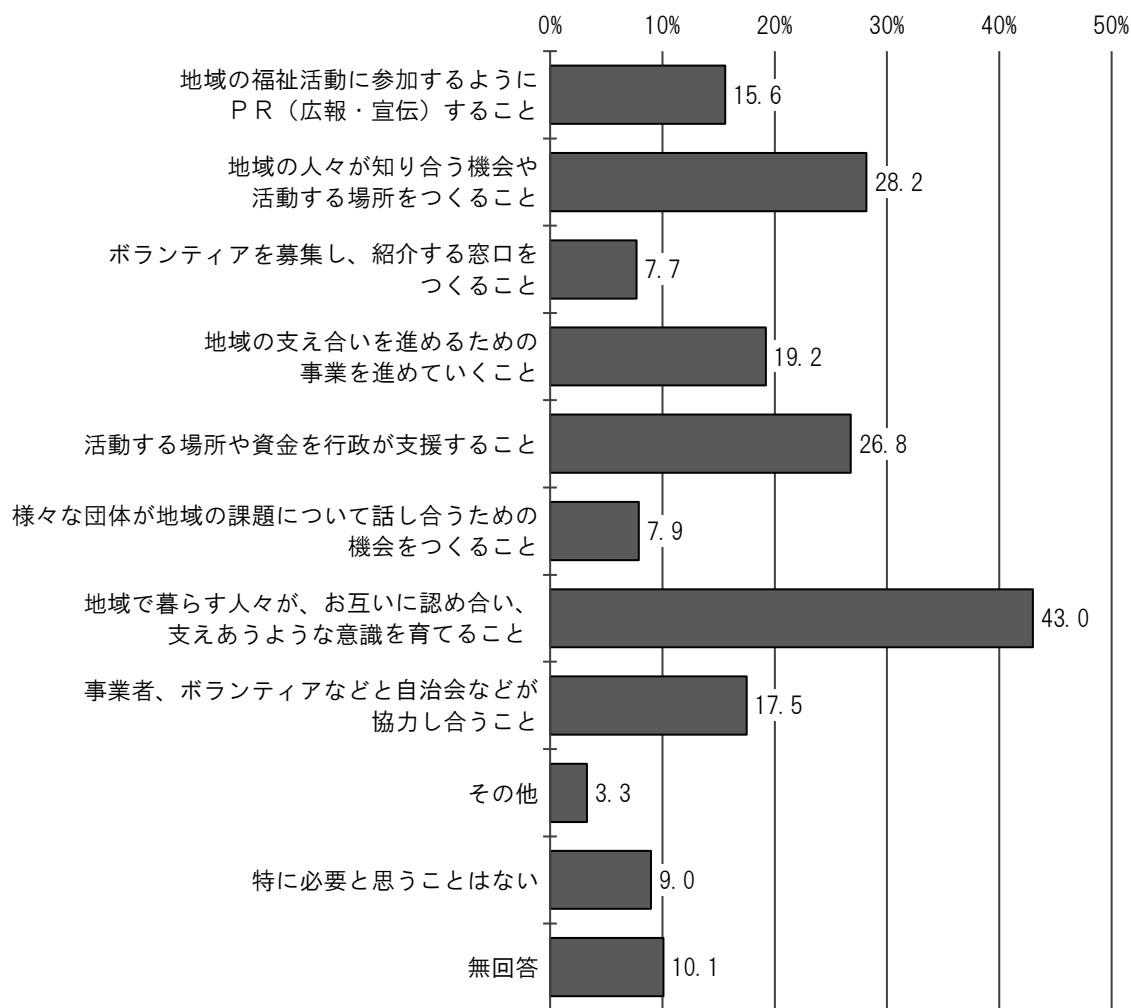
■住んでいる地域に見守り等支援が必要な人や、気にかかる人(何らかの課題を抱えている人)がいるか(複数回答)

単位:%	n	高齢でひとり暮らしの人	認知症の人	判断能力が不十分な人	精神疾患のある人	閉じこもりや引きこもりの人	虐待が疑われる人	生活に困っている人	刑期を終え社会復帰した人	いない	知らない	その他	無回答
全体	365	45.5	12.3	10.4	6.3	13.4	0.0	6.6	0.5	26.8	14.5	2.2	6.8
【性別】													
男性	193	47.7	13.5	11.9	8.3	17.1	0.0	7.8	0.0	27.5	13.0	1.6	5.7
女性	169	42.6	11.2	8.9	3.6	9.5	0.0	5.3	1.2	26.6	16.6	2.4	8.3
無回答	3	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0
【年齢別】													
20～29歳	9	22.2	11.1	11.1	0.0	11.1	0.0	0.0	0.0	22.2	55.6	0.0	11.1
30～39歳	14	35.7	21.4	14.3	7.1	21.4	0.0	14.3	0.0	21.4	35.7	0.0	0.0
40～49歳	34	58.8	2.9	8.8	5.9	14.7	0.0	2.9	0.0	17.6	20.6	8.8	0.0
50～59歳	48	50.0	10.4	14.6	4.2	10.4	0.0	10.4	4.2	27.1	16.7	0.0	4.2
60～69歳	88	54.5	17.0	12.5	10.2	17.0	0.0	10.2	0.0	18.2	10.2	0.0	4.5
70歳以上	169	37.9	11.2	7.7	4.1	11.2	0.0	3.6	0.0	34.3	11.2	3.0	10.7
無回答	3	100.0	33.3	33.3	66.7	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
【居住地区別】													
東部地区	123	36.6	13.0	10.6	1.6	12.2	0.0	4.1	0.8	33.3	20.3	1.6	5.7
南郷地区	53	47.2	5.7	11.3	9.4	9.4	0.0	3.8	0.0	26.4	13.2	1.9	7.5
人里地区	31	58.1	12.9	9.7	12.9	9.7	0.0	12.9	3.2	12.9	12.9	6.5	6.5
数馬地区	15	26.7	20.0	0.0	0.0	13.3	0.0	0.0	0.0	33.3	6.7	0.0	20.0
共励地区	58	39.7	6.9	6.9	5.2	12.1	0.0	6.9	0.0	31.0	12.1	3.4	5.2
小沢地区	38	68.4	15.8	18.4	5.3	10.5	0.0	5.3	0.0	21.1	7.9	2.6	5.3
樋里地区	20	45.0	25.0	0.0	0.0	30.0	0.0	5.0	0.0	15.0	25.0	0.0	10.0
藤倉地区	20	50.0	15.0	20.0	20.0	30.0	0.0	20.0	0.0	20.0	5.0	0.0	10.0
無回答	7	85.7	14.3	14.3	42.9	14.3	0.0	28.6	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0

地域の支えあいの仕組みづくりで特に必要だと思うことについてみると、「地域で暮らす人々が、お互いに認め合い、支えあうような意識を育てること」が 43.0%と最も多く、次いで「地域の人々が知り合う機会や活動する場所をつくること」が 28.2%、「活動する場所や資金を行政が支援すること」が 26.8%となっています。

■地域の支えあいの仕組みづくりで、必要だと思うこと(複数回答)

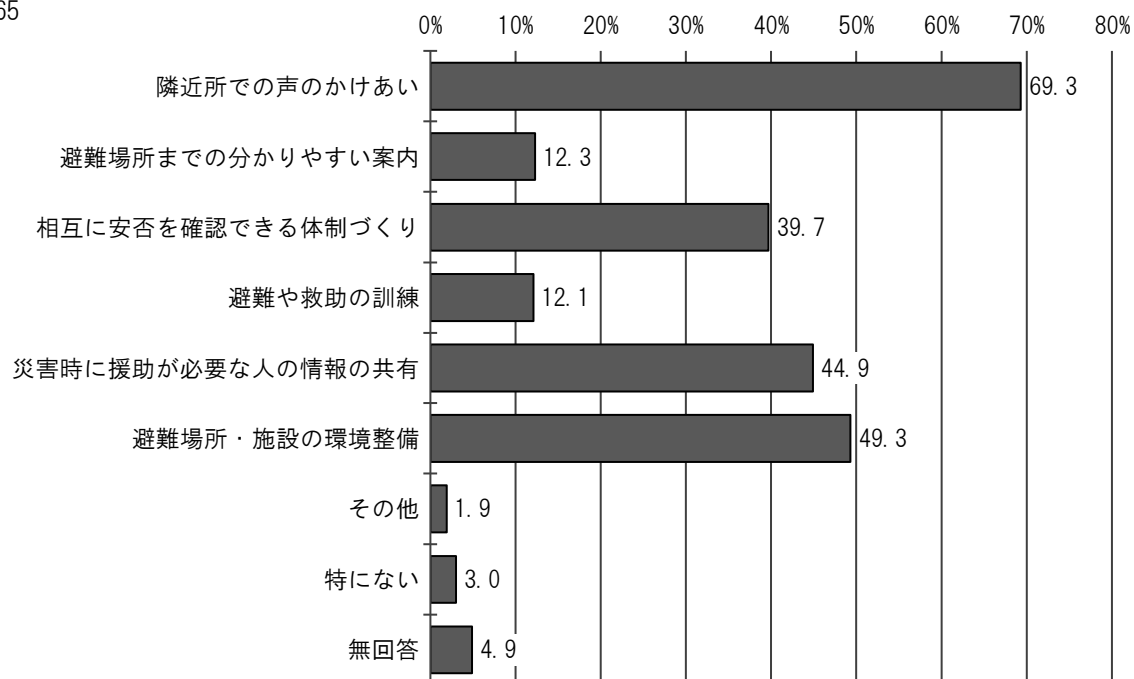
n=365



災害対策として日常的に地域で実施する取り組みとして重要だと思うことについてみると、「隣近所での声のかけあい」が 69.3%と最も多く、次いで「避難場所・施設的环境整備」が 49.3%、「災害時に援助が必要な人の情報の共有」が 44.9%となっています。

■災害対策として、日常的に地域で実施する取り組みとして重要だと思うこと(複数回答)

n=365

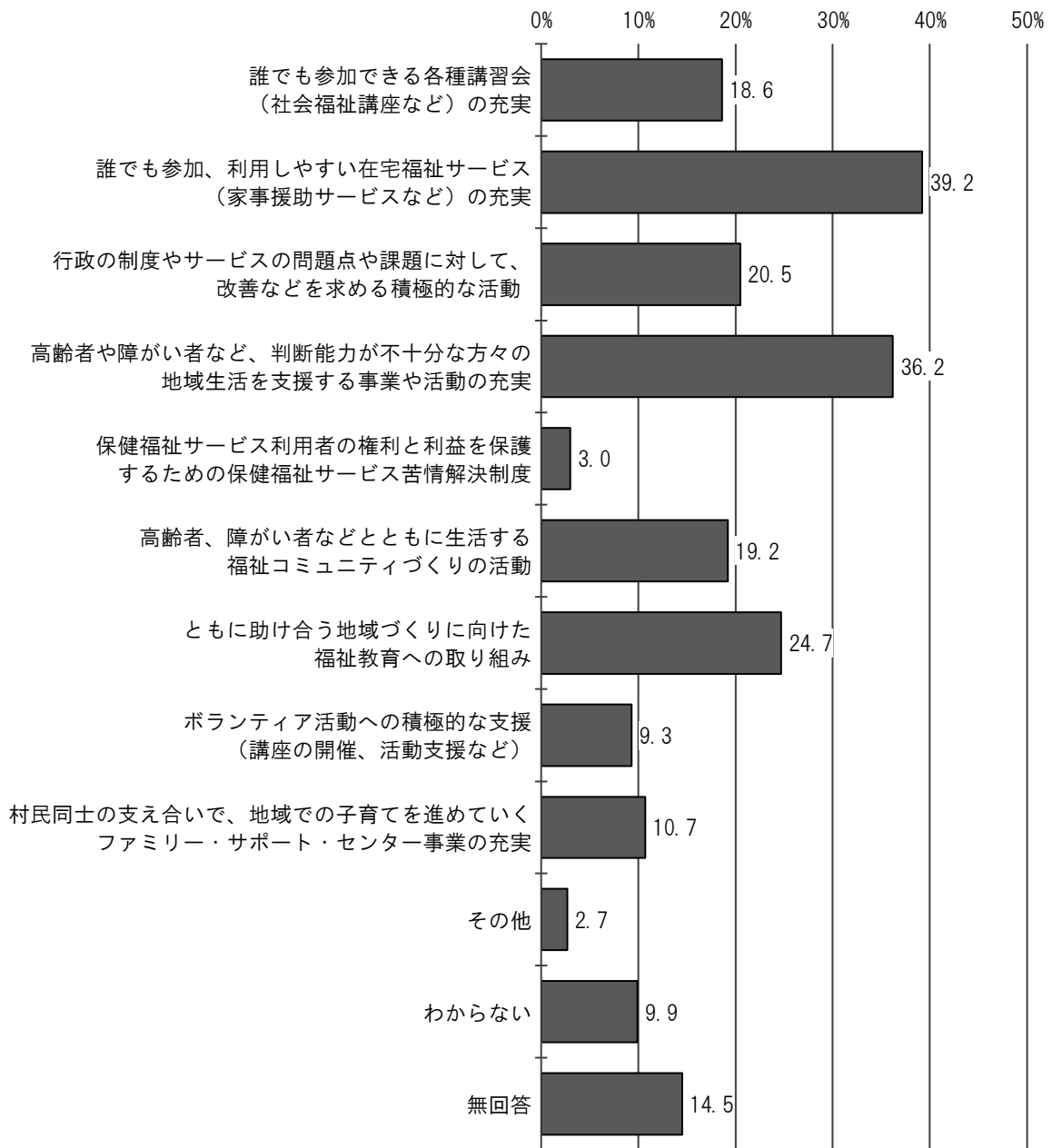


## (5)地域福祉の推進について

よりよい地域福祉を推進するためにどのような活動や事業に力を入れていくべきかについてみると、「誰でも参加、利用しやすい在宅福祉サービス(家事援助サービスなど)の充実」が 39.2%と最も多く、次いで「高齢者や障がい者など、判断能力が不十分な方々の地域生活を支援する事業や活動の充実」が 36.2%、「ともに助け合う地域づくりに向けた福祉教育への取り組み」が 24.7%となっています。

### ■社会福祉協議会がよりよい地域福祉を推進するために力を入れていくべきこと(複数回答)

n=365



「福祉サービス」の情報入手について年齢別にみると、いずれも「十分ではないが、入手できている」が最も多くなっています。

居住地区別にみると、藤倉地区では「ほとんど入手できていない」「わからない」、その他では「十分ではないが、入手できている」が最も多くなっています。数馬地区では「十分ではないが、入手できている」が他に比べて多くなっています。

■必要な「福祉サービス」の情報をどの程度入手できているか(単数回答)

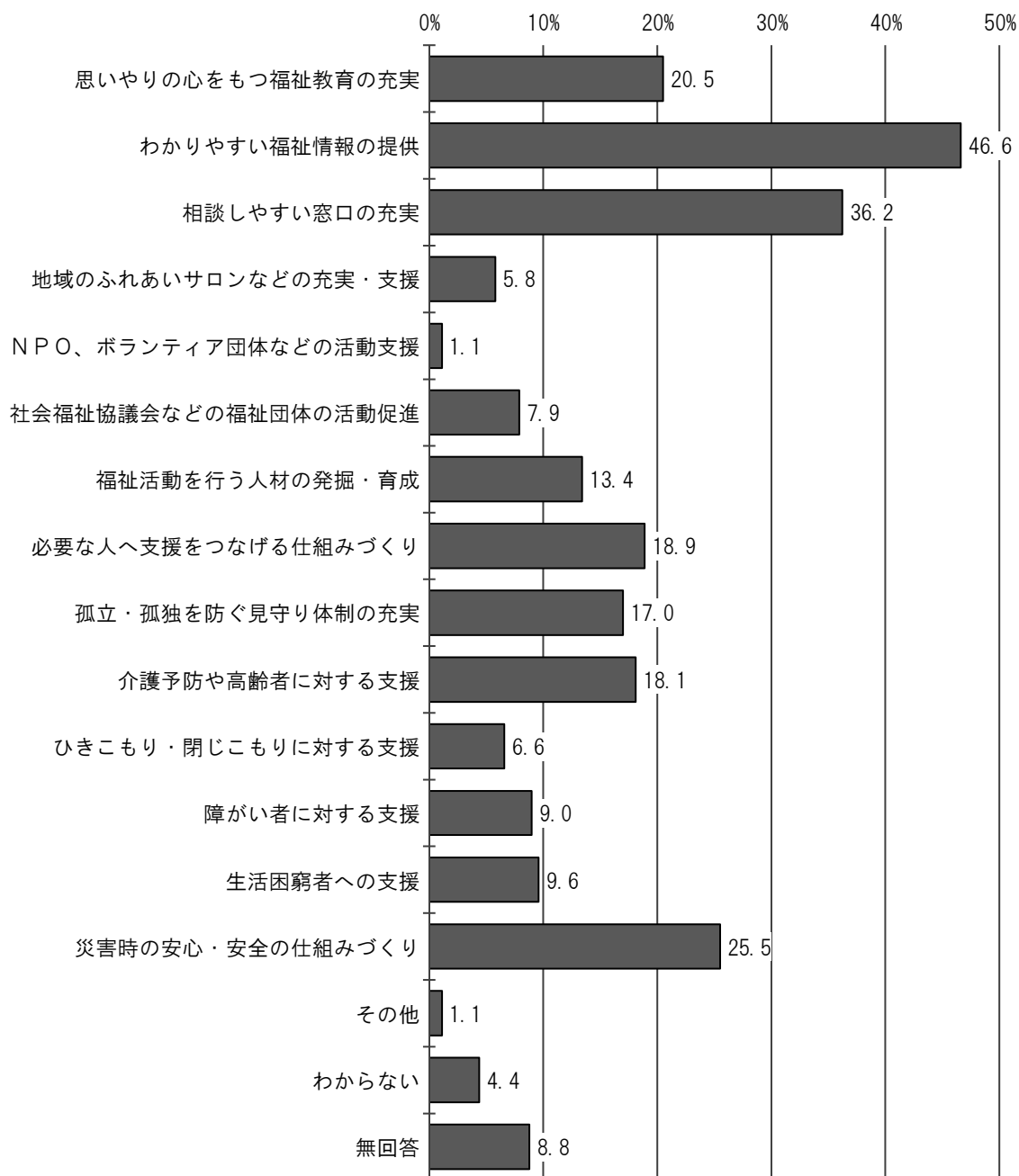
単位:%	n	十分入手できている	十分ではないが、入手できている	ほとんど入手できていない	全く入手できていない	今のところ情報を得る必要がない	わからない	無回答
全体	365	6.0	41.6	13.7	2.5	15.3	10.4	10.4
【性別】								
男性	193	6.7	42.0	16.6	3.1	14.0	8.3	9.3
女性	169	5.3	42.0	10.7	1.8	16.0	12.4	11.8
無回答	3	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	33.3	0.0
【年齢別】								
20～29歳	9	11.1	33.3	11.1	0.0	11.1	22.2	11.1
30～39歳	14	0.0	50.0	14.3	0.0	21.4	7.1	7.1
40～49歳	34	14.7	38.2	23.5	2.9	8.8	11.8	0.0
50～59歳	48	10.4	45.8	18.8	0.0	14.6	8.3	2.1
60～69歳	88	3.4	36.4	17.0	2.3	19.3	15.9	5.7
70歳以上	169	4.7	43.8	8.9	3.6	14.2	7.1	17.8
無回答	3	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0
【居住地区別】								
東部地区	123	7.3	42.3	13.0	2.4	16.3	8.1	10.6
南郷地区	53	7.5	49.1	18.9	1.9	7.5	7.5	7.5
人里地区	31	6.5	29.0	16.1	6.5	9.7	9.7	22.6
数馬地区	15	0.0	66.7	0.0	0.0	26.7	6.7	0.0
共励地区	58	6.9	41.4	12.1	3.4	22.4	6.9	6.9
小沢地区	38	5.3	47.4	5.3	0.0	21.1	13.2	7.9
樋里地区	20	5.0	35.0	15.0	0.0	10.0	20.0	15.0
藤倉地区	20	0.0	20.0	30.0	5.0	0.0	30.0	15.0
無回答	7	0.0	28.6	14.3	0.0	28.6	14.3	14.3



今後地域の社会福祉を進めていくうえで重要なことについてみると、「わかりやすい福祉情報の提供」が46.6%と最も多く、次いで「相談しやすい窓口の充実」が36.2%、「災害時の安心・安全の仕組みづくり」が25.5%となっています。

■今後、地域の社会福祉を進めていくうえで、重要だと思うこと(複数回答)

n=365



## 第4節 計画策定にあたってのポイント

### (1)横断的な連携による支援体制

近年、少子高齢化の進行や家族構成の変化、多様な価値観やライフスタイルの広がり、地域のつながりの希薄化などを背景として、地域において複雑化・複合化した問題が顕在化しています。

村社協は、村・関係機関・各種団体と連携しながら、地域住民のニーズに対応するため、ボランティア育成や活動促進、高齢者や子育て世帯への支援等に取り組んでいます。

しかし、檜原村においては少子高齢化による過疎化の進行が著しく、障がい者及び要介護(要支援)者、単独世帯等が増加していることから福祉に対するニーズは高まっています。

このような多様化するニーズに対応するためには、わかりやすい福祉情報の提供のほか、行政や福祉関係事業者、地域住民や NPO 等との連携を強化し、人材の育成や社会資源の活用により、複雑な問題を「丸ごと」受け止める体制づくりが重要です。

### (2)住民主体の地域福祉の推進

国では、従来の支援の「受け手」や「支え手」という関係を超えて、多様な主体が地域に対し「我が事」として参画し、高齢者・障がい者・子どもなどすべての人々が暮らしと生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指しています。

檜原村は、村域の 90%以上が山林のため、平坦な地形が少ない上に、交通手段をはじめとする生活環境については利便性が悪い状況にあります。

地域の実情にあった形で地域福祉活動を展開していくためには、小さな地域ならではの親密なふれあいや付き合いなど、住民同士がお互いに助けあい、「我が事」の意識のもとで福祉ニーズに応じた地域コミュニティの強化に取り組むことが大切です。

アンケート結果からは、いざという時には助け合えるような近所付き合いをしたいという意向が、年代、地区を問わず高くなっています。地域福祉活動の活性化に向けて、防災など身近なテーマから「自分にできること」を考え、人・もの・情報等の社会資源を活用し、地域住民と関係機関が一緒になって課題を解決するプロセスの構築が必要です。

### (3)高齢社会への対応

檜原村の高齢化率は、都内最高の 52.0%(令和2年3月 31 日現在)となっており、その介護者や若年世代が不足しています。今後も、過疎化と高齢化が進行していく中、寝たきりや認知症、ひとり暮らし、高齢者のみの世帯など介護や支援を必要とする世帯の増加が予想されています。

高齢社会への対応については、地域社会における子育てや高齢者の生活支援、防犯・防災、環境問題等、様々な生活課題やニーズが発生する中、保健福祉サービスの充実はもちろん、元気な高齢者の社会への参画により、多種多様な知識や経験を有する高齢者の活躍が期待されています。

役割や責任を担うことは、生きがいや健康寿命の延伸につながる効果も期待されているため、仕事・趣味などに意欲的で、健康意識が高い傾向にある活発な高齢者が地域で活躍できる場を整えていくことが大切です。

### (4)地域ぐるみの安全対策の向上

近年、東日本大震災や大型台風をはじめとする大規模災害や、新型コロナウイルスの感染拡大など、複雑で予測困難な事態が相次いで発生している状況であり、住民同士の支え合いが一層重視されるとともに、その在り方も問われているような状況です。

特に令和元年 10 月 12 日に上陸した台風 19 号は、関東地方や東北地方などで記録的な大雨となり、村内にも甚大な被害をもたらし、村は一時孤立状態に陥りました。アンケート結果からは、災害対応に対する住民の関心が高まっていることがうかがえます。

そのため、大規模な災害が発生した場合を想定し、避難誘導、食料の確保、病人やけが人の病院への搬送などの対策に地域ぐるみで取り組む必要性があります。

---

## 第3章

# 計画の基本的な考え方

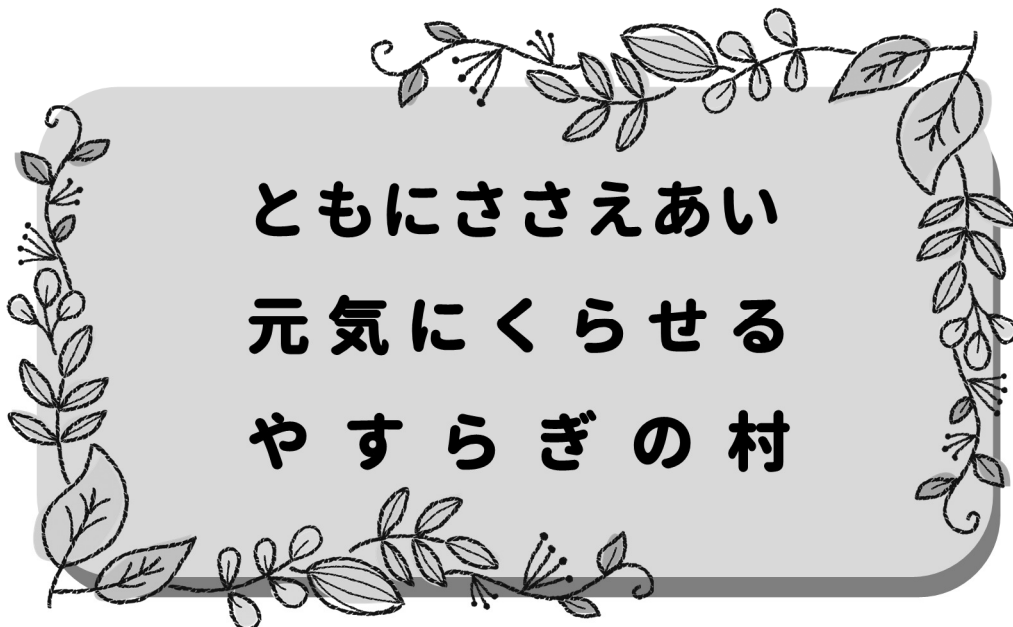
---

### 第1節 基本理念

国では、従来の支援の「受け手」や「支え手」という関係を超えて、多様な主体が地域に対し「我が事」として参画し、高齢者・障がい者・子どもなどすべての人々が暮らしと生きがいをともに創り、高め合うことができる社会を目指すという「地域共生社会」の実現に向けて、様々な法整備が進められています。

また、檜原村の地域福祉分野の総合的な指針を示す「檜原村地域福祉計画【第4期】」では、計画の基本理念を「ともに築く、すべての人がいきいきと安心して生活できるむら・檜原村～みどり、せせらぎ、風の音♪～」とし、事業の推進に当たっては「サービス利用者の立場の尊重」「福祉サービスの充実」「住民参画による地域づくり」「総合的支援体制の確立」「地域共生社会の実現」「自殺対策の推進」の6つの視点を設け、住民と行政の協働により、各種事業の推進に取り組んでいるところです。

こうした村の方向性を踏まえ、村社協は、住民同士の絆や支えあい・助けあいの精神のもとにおいて、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現を目指し本計画では「ともにささえあい 元気にらせる やすらぎの村」を基本理念とします。

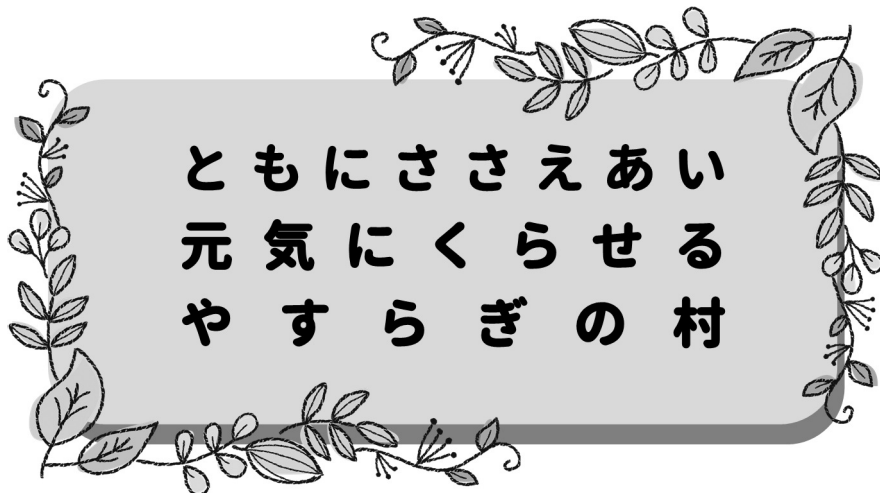


## 第2節 基本目標

本計画は、住民同士の絆を深め、支えあいや助けあいが日常的に行われ、誰もが安心して暮らせる福祉のむらづくりの実現を目指します。

このため、福祉に対する住民意識の高揚や住民同士の交流・支えあい・助けあいなどが継続的に行われるような仕組みづくりに努めます。また、地域福祉の中核的な役割を担う村社協として、様々な支援を必要とする方々を支えるために関係機関と連携を図りながら在宅福祉等の充実に努めるとともに、村社協の活動の継続・発展のための体制づくりに取り組みます。

そこで、基本目標として、「心のつながりを育む交流の充実」「温もりを感じられる支え合いの仕組みづくり」「安心が広がる生活支援体制の充実」「持続可能な福祉のむらづくりの基盤整備」の4つを掲げ、各テーマに沿って施策を設定し、福祉のむらづくりの実現のために取り組みます。



### 基本目標Ⅰ

#### 心のつながりを育む交流の充実

広報活動や福祉教育、交流機会の充実により住民の福祉に対する意識の高揚、住民同士の絆を深めます。

### 基本目標Ⅱ

#### 温もりを感じられる支え合いの仕組みづくり

住民同士の支え合いや助け合い活動が継続的に行われるような仕組みづくりに努めます。

### 基本目標Ⅲ

#### 安心が広がる生活支援体制の充実

高齢者や障がい者の在宅生活の支援等、多様な福祉ニーズに応える事業の推進に取り組みます。

### 基本目標Ⅳ

#### 持続可能な福祉のむらづくりの基盤整備

地域福祉の推進を担う中核的な存在として、村社協自体の基盤整備に取り組みます。

## 第3節 施策体系

理念	基本目標	主要事業
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> <b>ともにささえあい 元気にくらせる やすらぎの村</b> </p>	<p><b>I</b> 心のつながりを育む 交流の充実</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民同士の絆を深める福祉意識の醸成               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 福祉教育・学習機会の充実</li> </ol> </li> <li>2 情報提供・相談体制の充実と強化               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報提供体制の充実</li> <li>(2) 相談支援体制の充実</li> </ol> </li> </ol>
	<p><b>II</b> 温もりを感じられる 支え合いの仕組みづくり</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域に根差した小地域福祉活動の推進               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 小地域福祉活動の展開</li> <li>(2) 小地域福祉活動の支援充実と人材育成</li> </ol> </li> <li>2 ボランティアの育成と活動支援               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ボランティアの体制づくりの支援</li> <li>(2) ボランティア人材の発掘と育成</li> </ol> </li> </ol>
	<p><b>III</b> 安心が広がる生活支援 体制の充実</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自立に向けた生活支援               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 高齢者福祉事業</li> <li>(2) 障がい者福祉事業</li> <li>(3) 子ども家庭福祉事業</li> <li>(4) 権利擁護事業</li> </ol> </li> <li>2 助成・貸付等による生活支援               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 各種助成・支援事業</li> </ol> </li> </ol>
	<p><b>IV</b> 持続可能な福祉の むらづくりの基盤整備</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 福祉基盤の環境整備               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 福祉拠点の整備</li> </ol> </li> <li>2 檜原村社会福祉協議会の運営               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 村社協の健全な組織運営</li> <li>(2) 財政基盤の整備</li> </ol> </li> </ol>

# 各論

## 基本目標Ⅰ

# 心のつながりを育む交流の充実

村社協は、広報活動や福祉教育、交流機会の充実により住民の福祉に対する意識の高揚、住民同士の絆を深めるための関連施策の理念として、「心のつながりを育む交流(ふれあい)の充実」を目指します。

## 1 住民同士の絆を深める福祉意識の醸成

### (1)福祉教育・学習機会の充実

#### ■福祉意識の醸成

高齢者や障がいのある方など、支援を必要とする人について、住民の認識や理解を深めるための情報提供や意識啓発を図るとともに、学校教育や生涯学習などを通じた福祉教育の推進に努めます。

事業名	事業内容
高齢者クラブの定例会での福祉学習会の推進	事務局として高齢者クラブに協力し、自主的な活動の推進の支援のほか、定例会等での福祉学習会の推進及び自主的な活動の呼びかけを実施します。
学校・地域における福祉教育への支援	高齢者疑似体験教室及び車椅子体験教室を実施します。また資料の提供やボランティア紹介等により、福祉への理解を深めることができるよう支援します。



## 2 情報提供・相談体制の充実と強化

### (1)情報提供体制の充実

#### ■制度や取り組みの周知普及

福祉に関する幅広い情報提供に努めるとともに、必要とする福祉サービスの情報が適切に得られるよう情報提供体制の充実を図ります。

#### ■住民生活への社会福祉協議会活動の浸透化

村社協の事業の円滑な推進と住民の福祉に対する理解と協力を得るために、引き続き「全戸会員」を目指した広報活動に取り組めます。

事業名	事業内容
「社協だより」等の広報誌の発行	「社協だより」(年4回)発行のほか、各種イベントや事業のポスター・パンフレットを作成し、必要に応じて配付するなど、きめ細かなPRを行い、住民への周知を図ります。また広報検討委員会において、内容の充実を図ります。
村社協ホームページの運営	見やすい・利用しやすいホームページを心掛け、情報発信に努め、随時、情報の更新を行うよう努めます。リニューアルについても検討します。
利用者に応じた情報提供の充実	住民が必要とする情報を、世代の違い、障がいの有無等にかかわらず、誰もが適切に得られるように努めます。

## (2)相談支援体制の充実

### ■誰もが気軽に相談できる体制の整備

地域住民の福祉のために、在宅介護者や子育て家庭からの相談に対応できる体制の整備や環境づくりに取り組めます。

また、利用者の権利と利益保護の観点から、サービス利用者から提供されるサービスへの苦情等があった場合の適切な対応に引き続き取り組めます。

事業名	事業内容
相談しやすい環境づくり	相談対応においては、プライバシーの保護に配慮した対応を行うとともに、いつでも気軽に相談ができる体制を維持します。また、必要に応じ、村担当者等へ繋ぎ問題の解決に努めます。
苦情解決制度	事業執行内容などの透明性を図るために、苦情受付担当者の配置及び第三者委員による苦情解決を図ります。

## 基本目標Ⅱ

# 温もりを感じられる支え合いの仕組みづくり

村社協は、住民同士の支えあいや助けあい活動が継続的に行われる仕組みづくりに努めるとともに、関連施策の理念として、「温もりを感じられる支え合いの仕組みづくり」を目指します。

## 1 地域に根差した小地域福祉活動の推進

### (1)小地域福祉活動の展開

#### ■地域に根差した地域福祉活動の取り組み

地域福祉は、「地域でできることから始める」ことが重要であり、檜原村の地域慣習や地域組織の行事を大切に維持しながら、徐々に地域を拡大させていく必要があります。

村社協は、小地域福祉活動の一環として、「ふれあい・いきいきサロン」の組織化を図り、令和2年度現在、下元郷、上元郷、本宿、柏木野、出畑、下川乗、上川乗、人里、数馬、千足、白倉、神戸、小沢、湯久保、樋里の15地区で各種活動を実施しています。引き続き、檜原村の地域特性を大切に小地域福祉活動を目指します。

#### ■見守り活動の推進

日常の見守りや安否確認などのネットワークづくりに向けて、行政機関や協力団体、事業者等、多様な機関との協力体制の構築に努めます。

事業名	事業内容
小地域福祉活動の推進	小地域福祉活動の推進のために、高齢者クラブ会長会やふれあい・いきいきサロン等から、ご意見やご要望を取り入れ活用します。
見守りのネットワークづくり	一人暮らしの高齢者や要援護者などの世帯の把握、災害時での避難誘導など、地域住民への意識啓発を行うとともに、村の高齢者対策推進委員会を中核とする、民生・児童委員、自治会、高齢者クラブ、近隣住民等との連携と協力による、地域での見守りネットワークの構築に協力支援を行います。

## (2)小地域福祉活動の支援充実と人材育成

### ■交流拠点の設置と活発な活動の推進

「ふれあい・いきいきサロン」等の協力を得て、閉じこもりや認知症の予防、生きがいづくりなどの活動を推進します。

事業名	事業内容
交流拠点の設置と活動の支援	「ふれあい・いきいきサロン」を中心に、地域の実情や特色及び内容に応じた活動への支援を推進します。また、未実施地区での組織化や活動を支援します。
教養講座・趣味の教室の開催	村との連携により希望者の要望や意向を把握し、多くの住民が参加しやすい講座や教室を企画します。
地域活動者等の人材発掘	地域柄、ボランティアの確保が難しい状況ですが、引き続き地域活動への参加を促すとともに、ボランティア登録への呼びかけを行います。また、将来の地域を担う人材の把握・確保に努めます。

## 2 ボランティアの育成と活動支援

### (1)ボランティアの体制づくりの支援

#### ■ボランティアへの支援体制の整備

ボランティアの活動、組織づくりの促進を図ります。また、ボランティア活動と情報発信の拠点であるボランティアセンターの運営や地域活動の支援等の充実に取り組めます。

#### ■災害時のボランティアセンターの機能強化

風水害等や地震、火災などの災害発生時には、行政・関係機関・各種団体の連携により迅速、かつ実効性のある支援活動を行うことが重要です。

平成 27 年4月に制定した「檜原村社会福祉協議会職員の災害時初動マニュアル」の見直しなどに取り組めます。

事業名	事業内容
情報・相談・組織体制の整備	ボランティア組織の立ち上げから運営、活動といった様々な問題を解決し、希望する多くの住民がボランティア活動に取り組めるよう相談体制の充実に努めます。 広報誌の「ボランティアセンターだより」の充実や、ホームページでの情報掲載等の環境づくりに努めます。
ボランティアセンターの機能の充実	ボランティア活動に多くの方が自発的に参加できるよう情報の収集に努め、各種相談に対応します。また、活動のきっかけづくりとして、体験・入門講座等を行います。また、ボランティアのニーズを的確に把握し、ボランティア活動希望者と、ボランティアの手助けを必要とする人との橋渡し役として、更なる機能の充実に努めます。
ボランティア団体・福祉団体等への助成の見直し	地域福祉の推進及び維持を目的として、福祉活動及び運営への協力・助成を行います。また実態にそった支援方法を検討します。
災害時に備えたボランティアセンター機能の整備	災害発生時における社協ボランティアセンターの体制確立のために、職員への防災訓練の強化・役割分担の明確化、協力いただくボランティアの組織化、ケガ人や病人への救護などの基礎的知識の研修会を開催します。また、村の防災計画の見直しに合わせて、村社協でも平成 27 年4月に制定した「檜原村災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を、更に充実します。

## (2) ボランティア人材の発掘と育成

### ■ 地域を支える地域人材の育成と強化

地域を担う人材を育成するために、ボランティアの体験機会の提供により、新たな担い手の創出に努めるとともに、研修等の機会提供により、ボランティアによる地域活動を支援します。

事業名	事業内容
登録ボランティアの増加	定年退職者や専門職として資格や経験を有し、退職をした人等を中心に活動への協力が得られるよう、広報誌やイベント会場等での周知の他、関係機関との連携により積極的に参加への呼びかけを行います。
講座・体験学習会・研修会等の開催	ボランティア講座を年1回開催します。講座等の開催に先立ち、どのようなボランティア活動に対する要望があるのかを具体的に把握し、ニーズに合った内容を企画します。
夏！体験ボランティア活動の開催	地域活動への参加促進に向け、村内の福祉施設や図書館、都民の森等に協力を仰ぎ体験ボランティア活動ができる機会を提供します。引き続き、魅力ある活動内容の検討やPRの強化を図ります。
登録ボランティアの質的向上	必要に応じて、登録ボランティアの研修会等を企画します。また、意見交換や交流の場として、登録者全体の集い等を企画し、交流や今後の活動への支援を行います。
登録ボランティアの個人条件に合った活動の推進	ボランティア志向のある住民とボランティアを必要とされる方とを結ぶコーディネート機能の充実に努めます。

## 基本目標Ⅲ

# 安心が広がる生活支援体制の充実

村社協は、高齢者や障がい者の在宅生活の支援等、多様な福祉ニーズに応える事業の推進に取り組むための関連施策の理念として、「安心が広がる生活支援体制の充実」を目指します。

## 1 自立に向けた生活支援

### (1) 高齢者福祉事業

#### ■ 住み慣れた地域で暮らしていくための生活支援

高齢者を優しく見守り、あたたかく支援する地域づくりの推進に向けて、介護を必要とする高齢者ニーズに対応するサービスの提供の充実を図ります。

事業名	事業内容
配食サービスの充実	村からの委託事業として、高齢者世帯の方等へボランティアの協力のもと、栄養バランスのある昼食の配食を安否確認も兼ねて行います。今後も、利用者の安全に努めるとともに、配食のためのボランティア確保に努めます。
寝たきり高齢者理髪サービス	村からの委託事業として、在宅の寝たきり高齢者等へ理容店の協力を得て、出張の理髪サービスを行い、衛生の確保及び介護者の労力軽減を図ります。また、サービスの維持に向けた登録店の拡大と充実に努めます。
介護機器の充実と貸し出し手続きの簡素化	必要に応じて希望者が気軽に介護器具を利用できるよう、申請手続きの簡素化に努めます。また、寝たきり高齢者世帯や介護支援専門員等の要望を取り入れながら、必要に応じて機器の種類を追加するよう検討します。
通所介護(デイサービス)	村の受託事業として、要介護認定者に対し、入浴・排泄・機能訓練等のサービスを行います。また、要支援認定者と事業対象者には、通所型サービスA事業を実施し、介護予防の効果的かつ効率的な支援を行います。 引き続き、サービスの維持と質の向上に努めるとともに、利用者の要望等を考慮したサービスの提供に努めます。

事業名	事業内容
訪問介護(ホームヘルプサービス)	村からの受託事業として、訪問介護(ホームヘルプサービス)を行います。サービス提供の安定を図るため、ヘルパーの増員に努めるとともに、サービスの質の向上を図ります。
ふれあい給食会の実施	核家族化が進む中で、児童と高齢者がふれ合える機会提供のため、小学校及び高齢者クラブ連合会の協力を得てレクリエーションやふれあい給食会を実施します。
檜原村高齢者等外出支援サービス事業	村からの受託事業として、路線バスやデマンドバスの運行のない地域を対象に、医療機関への受診や役場、郵便局への送迎を行う高齢者等外出支援事業を実施します。 利便性の向上や対象地域の拡大等について委託元と検討していきます。
檜原村生活支援体制整備事業	村からの受託事業として、生活支援コーディネーターを置き、地域包括支援センター等と連携しながら、高齢者の日常生活ニーズ調査及び地域支援の状況を把握するとともに、生活支援サービスの担い手養成及びサービスの開発を実施します。住民の要望と現状のサービスでは対応できない部分について検討し、新たなサービスの展開に努めます。
檜原村認知症地域支援・ケア向上事業	村からの受託事業として、医療や介護分野における専門職等、関係機関との連携・調整により、認知症者等に対する適切な支援の検討及び積極的な支援を実施します。また、認知症の早期発見・見守りにつながるよう、いきいきサロン等の場で啓発活動を継続して行います。
介護予防教室(がんばんべえ)の実施	村からの受託事業として、一人ではなかなか出来ない筋力低下・転倒防止体操を、楽しくみんなで行い、いつまでも元気に生活できるよう支援します。
介護者への支援	介護者の心身の負担軽減や介護者相互の交流を促進し、介護者が孤立しないように支援する場の実施について、要望があるかを含め検討します。



## (2)障がい者福祉事業

### ■障がい者(児)の地域参加・貢献の「場」の提供

障がい者(児)や障がいに対する偏見や差別をなくし、ノーマライゼーションの理念の周知や障がい者に対する理解と認識を高めるため、交流事業や社会参加促進に努めます。

また、施設を地域に開放するなど、地域での社会資源としての活用を促進します。

事業名	事業内容
交流事業	障がい者(児)や、その家族の親睦や社会参加の一助となる交流事業の実施や企画を行うとともに、毎年、檜原村、あきる野市、日の出町社協及び秋川流域の社会奉仕団体が実行委員会を組織し、障がい者(児)とその家族のためのクリスマス会を実施します。障がい者(児)の社会参加支援の一環として、今後も村内外の団体と連携し、交流事業に取り組みます。
在宅障がい者交流会	日頃、外出する機会の少ない在宅生活である障がい者(児)の社会参加促進と相互の交流を図るため、交流事業を検討・企画します。
福祉作業所運営事業	障がい者(児)に日常生活訓練の場を提供し、個人の状況に合わせた様々な活動の中で、自立と社会参加を促し、心身機能の維持・増進及び開発に努めます。また、地域や他施設との交流事業の取り組み、関係機関との連携による保健福祉の増進などに努めます。

### (3)子ども家庭福祉事業

#### ■将来を担う子どもの健全育成と育児支援

子育て中の家庭の家族形態や家庭環境の多様化に対応するため、地域全体で子育て家庭を見守る支援体制の環境づくりに努めます。また、必要な家庭に対し支援を行います。

事業名	事業内容
地域で見守る子育て体制づくり	村との連携により、地域全体で見守る子育て支援体制づくりに努めます。
児童館運営事業	主に児童・生徒の放課後対策として各種活動を実施します。また、幼児・母親のグループ活動や集いなどの行事を行い保護者との信頼関係を築きます。 ボランティアの積極的な受け入れの他、他の施設(在宅サービスセンターや福祉作業所)や小学校・保育園等地域の諸機関との連携を図ります。
新入学児祝い品贈呈事業	児童の健全育成を図るために、小学校入学時に入学祝い品(学用品)を贈呈します。贈呈事業を通して、村の将来を担う新入学児の健全育成に努めます。
ひとり親家庭への生活支援	育児支援のために、小学生以下のひとり親家庭へクリスマスケーキを贈呈するほか、生活支援のための情報提供や育児支援に努めます。
受験生チャレンジ支援貸付事業	村からの受託事業として、一定所得以下の世帯の子どもへの支援として、学習塾などの費用や、高校や大学などの受験費用の貸付を行います。

## (4)権利擁護事業

### ■住民の権利擁護の確立

障がいや高齢等のために生活に不安を抱える方が安心して暮らしていくためには、生活上における権利擁護が必要になります。行政の指導のもとで権利擁護の支援に取り組みます。

事業名	事業内容
地域福祉権利擁護事業	判断能力が十分でない方が安心して日常生活が送れるよう福祉サービス利用援助を基本に日常的金銭管理サービスを、利用者と契約のもとに実施します。
成年後見推進事業	村からの受託事業として、認知症や知的障がい、精神障がいなどの症状により、判断能力が不十分な方を保護・支援する成年後見制度の普及と利用を促進するために、相談の受付、各種支援等を行います。

## 2 助成・貸付等による生活支援

### (1)各種助成・支援事業

#### ■子どもから大人までを支える福祉サービスの提供

誰もが安心して福祉サービスを利用できるよう、募金活動等を通じた各種事業の助成に取り組めます。

#### ■支援が必要な家庭等への経済的支援

低所得世帯等に対する経済的自立に向けた支援として、貸付を行います。

事業名	事業内容
罹災世帯への助成支援	台風・火災等の災害で被害を受けた罹災世帯へ見舞金を支給します。
赤い羽根共同募金配分金	自治会の協力を得て募金活動を実施しています。集まった募金は全額東京都共同募金会へ納入しています。共同募金(赤い羽根)配分金は、前年度の赤い羽根共同募金の実績額に応じて配分され、各種福祉事業への助成等に活用します。
歳末たすけあい事業	住民をはじめ、自治会、民生・児童委員等にご協力をいただき、募金活動を実施し、その募金を要援護世帯等への歳末見舞金として配分します。また、年間を通じて幅広く地域福祉活動に活用します。
生活福祉資金貸付事業	低所得世帯、障がい者世帯、または高齢者のいる世帯等に対し、就労に必要な技術習得・住宅の改修等に必要な資金その他一時的に必要な資金等を低利子または無利子で貸付し、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進、社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるよう支援します。
応急援護資金事業	所得の少ない世帯等に日常生活上一時的に必要な資金の貸付を行い、生活の安定を支援します。

## 基本目標Ⅳ

# 持続可能な福祉のむらづくりの基盤整備

村社協は、地域福祉の推進を担う中核的な存在として、社協自体の基盤整備に取り組むための関連施策の理念として、「持続可能な福祉のむらづくりの基盤整備」を目指します。

## 1 福祉基盤の環境整備

### (1)福祉拠点の整備

#### ■社会福祉協議会の機能強化と福祉拠点の運営管理

今後の区市町村社協には、地域共生社会の実現に向け、様々な関係者や組織・団体と協働する「連携・協働の場」(プラットフォーム)として、その役割と機能を発揮することが求められています。

そのため、村社協の機能強化に努めるとともに、住民が身近な福祉施設として利用できるような運営管理を行います。

事業名	事業内容
ふれあいセンター運営事業	福祉の拠点として、だれもが気軽に利用できる施設として、多目的ホールや和室等の貸出し業務、温泉施設の運営管理等を行います。
児童館運営事業【再掲】	主に児童・生徒の放課後対策として各種活動を実施します。また、幼児・母親のグループ活動や集いなどの行事を行い保護者との信頼関係を築きます。 ボランティアの積極的な受け入れのほか、他の施設(在宅サービスセンターや福祉作業所)や小学校・保育園等地域の諸機関との連携を図ります。
福祉作業所運営事業【再掲】	障がい者に日常生活訓練の場を提供し、個人の状況に合わせた様々な活動の中で、自立と社会参加を促し、心身機能の維持・増進及び開発に努めます。また、地域や他施設との交流事業の取り組み、関係機関との連携による保健福祉の増進などに努めます。

事業名	事業内容
東京都地域公益活動推進事業	平成 28 年9月に設立された東京都地域公益活動推進協議会に加盟し、地域福祉の様々な問題・ニーズを把握し、村社協と地域の社会福祉法人が協働して推進しています。平成 30 年4月から組織化した村内の5つの法人による「檜原村社会福祉法人連絡会」を中心に、喫緊の課題から検討を行い、地域福祉に貢献していきます。
「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた事業	本村における地域共生社会の実現に向けて、村の推進する住民参画による地域づくり、総合的支援体制の確立、福祉サービスの充実を受け、村社協がどのような役割を果たすべきか、検討します。

## 2 檜原村社会福祉協議会の運営

### (1) 村社協の健全な組織運営

#### ■ 村社協を中心とした連携機能の強化

現在の檜原村は、人口の減少に加え人口に占める65歳以上の高齢化比率が年々伸びつつあります。このような現状において村社協は子育てから高齢者等の介護まで住民のニーズにあった幅広い福祉活動の展開が必要になります。

そのため、地域に根差した活動を目指し、行政や医療機関・地域組織との連携・協力体制の構築を推進します。

事業名	事業内容
組織体制の検討	発展的な法人運営や合理的、かつ効率的な事業を推進していくために、各種関係団体が実施する研究会や研修会への積極的な参加による、職員等の資質向上を図るとともに、檜原村・東京都社会福祉協議会・関係行政機関・社会福祉団体・福祉施設等と情報交換や連携しながら円滑な事業運営に努めます。

## (2)財政基盤の整備

### ■寄付等の活動支援と住民福祉への還元

住民の方々より頂いた募金等は重要な福祉財源であるため、この資金を地域福祉の推進に活用することで再び住民の方々に還元します。

事業名	事業内容
自主財源の強化	事業の積極的な PR に努め、財政の基盤である会員会費や1円玉募金等の増額を目指します。また、今後の社会福祉事業増進に備え財源基盤の確立を図ります。
各種助成の確保	共同募金配分金を活用して地域福祉サービスを推進しています。また、民間団体の助成金等の調査・研究を行い、活用できる助成金については、積極的に活用するよう努めます。
受託事業の充実	指定管理者制度に基づき、高齢者在宅サービスセンター・児童館・ゆうあい館福祉作業所・ふれあいセンターの4施設を受託運営しています。経費の削減、研修等を通じた職員のスキルアップに努め、指定管理者制度のもと、継続して受託できるよう努めます。
福祉バザーの実施	福祉意識の向上と事業の財源を得ることを目的として、住民、自治会、民生・児童委員協議会、ボランティア、行政機関等の協力を得て、福祉バザーを実施します。意見・要望を尊重しながら、盛会な福祉バザーを目指します。
収益事業の検討	収益事業として、やすらぎの里へ自動販売機を設置したほか、チャリティーゴルフ大会を実施します。今後は更なる収益事業の開拓が必要であり、新たな財源確保の方策として、収益事業についても調査・研究をします。
福祉基金の活用	必要に応じた活用を行い、健全な財政運営を図ります。



---

---

# 計画の推進

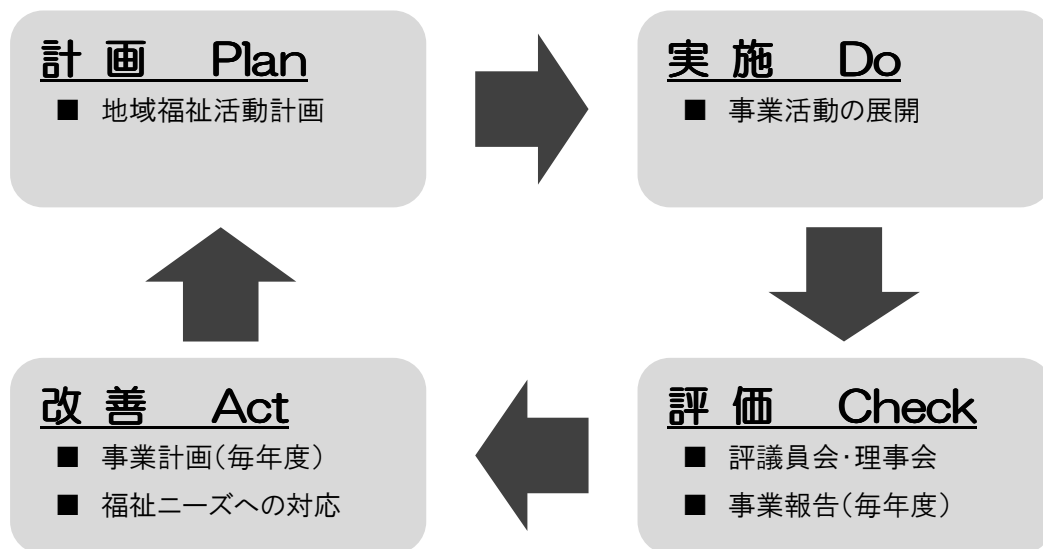
---

---

## 1 計画の進捗管理について

本計画の推進にあたっては、計画の内容が住民・関係組織等に十分周知されているか、施策が計画どおり確実に遂行され十分な効果を上げているか等のチェックを行いながら適宜見直することが重要です。

このため、本計画ではチェック機能を充実させ、事業をより効果的なものとするため計画の進捗管理を行うとともに、村社協組織の強化を図ります。



## 2 村社協の役割について

村社協は、住民自らが地域の福祉課題を自らの問題としてとらえ、共に考え、行動することができる地域づくりを進めることを使命としています。

### ■計画を推進できる体制整備

毎年度の事業計画を堅実に推進し、地域福祉活動計画を着実に進めていきます。

### ■行政・地域組織との連携の強化

本計画については、檜原村・自治会・ボランティア団体等との連携を強化しながら、皆様のご理解とご協力のもと実施していきます。



# 資料編

# 1 策定経過

日付	内容
令和2年9月9日～ 10月6日	地域福祉に関する意識調査 配布数 600 件、回収数 365 件（回収率 60.8%）
令和2年11月17日	第1回檜原村地域福祉活動計画[第4次]策定委員会 （1）檜原村地域福祉活動計画[第3次]の取り組み状況等について （2）地域福祉に関する意識調査結果の報告 （3）檜原村地域福祉活動計画[第4次]骨子案について （4）今後のスケジュールについて
令和3年2月8日	第2回檜原村地域福祉活動計画[第4次]策定委員会 （1）檜原村地域福祉活動計画[第4次]素案について
令和3年3月	計画の公表

## 2 檜原村地域福祉活動計画策定委員会 資料

### (1)檜原村地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 檜原村における第4次地域福祉活動計画を策定することを目的とし、檜原村社会福祉協議会（以下「本会」という。）に、地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 委員会は、本会会長の諮問に応じ、地域福祉活動計画の策定に関する事項について審議し、答申するものとする。

(設置期間)

第3条 委員会の設置期間は、令和2年11月1日から計画策定の日までとする。

(委員会の構成)

第4条 委員会は、委員15名以内とし次の各号に掲げる者で構成し、本会会長がこれを委嘱する。

- (1) 檜原村民生児童委員
- (2) 檜原村自治会関係者
- (3) 医療機関関係者
- (4) 檜原村高齢者クラブ関係者
- (5) 障害者団体関係者
- (6) 子育て団体・児童福祉関係者
- (7) 社会福祉施設関係者
- (8) ボランティア関係者
- (9) 住民の代表者
- (10) 行政関係者
- (11) 檜原村社協関係者
- (12) その他会長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要の都度、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議決は、出席委員の過半数での同意を得て決定し、可否同数のときは、委員長の決定

するところによる。

(関係者の出席要求)

第7条 委員長が必要と認める時は、関係者の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

(作業委員会の設置)

第8条 委員長が必要と認めた場合には、作業委員会を設置することができる。

(費用弁償)

第9条 委員には費用弁償として檜原村社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程に定める額を支給する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、檜原村社会福祉協議会事務局で処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

## (2) 檜原村地域福祉活動計画[第4次]策定委員名簿

令和2年11月1日～（順不同・敬称略）

	氏名	役職・所属団体等	構成
1	高橋 武	高齢福祉部会長	民生児童委員
2	田中 紀子	生活福祉部会長	
3	○石川 昇司	檜原村自治会連合会長	自治会関係
4	田原 邦朗	檜原診療所長	医療機関関係
5	師岡 源治	檜原村高齢者クラブ連合会副会長	高齢者クラブ関係
6	市川 伊紀子	障がい者親の会ひの木の会会長	障害者団体関係
7	小林 日香里	つくしの部屋代表	子育て団体・児童福祉関係
8	渡邊 昇	特別養護老人ホーム桧原苑副施設長	社会福祉施設関係
9	大久保 孝良	特別養護老人ホーム檜原サナホーム福祉推進課長	
10	小林 芳江	登録ボランティア	ボランティア関係
11	なし	公募	住民の代表
12	◎大谷 末美	檜原村福祉けんこう課長	行政関係
13	中村 乙吉	檜原村社協副会長	檜原村社協関係

◎委員長、○副委員長

## 第4次檜原村地域福祉活動計画

---

発行年月：令和3年3月

発行・編集：社会福祉法人 檜原村社会福祉協議会

---

### 【社会福祉法人 檜原村社会福祉協議会 事務局】

所在地：〒190-0211 東京都西多摩郡檜原村2717番地

(檜原村やすらぎの里 ふれあい館3階)

電話：042(598)0085(代表)

ファクス：042(598)0487

ホームページ：<https://hinoharasyakyo.jimdo.com/>